

資料編

資料編 目 次

資料 1	武蔵村山市防災会議条例	資- 1
資料 2	武蔵村山市災害対策本部条例	資- 2
資料 3	武蔵村山市災害対策本部条例施行規則	資- 3
資料 4	武蔵村山市防災会議委員名簿	資- 8
資料 5	武蔵村山市防災行政無線局管理規程	資- 9
資料 6	武蔵村山市防災行政無線局運用規程	資-11
資料 7	武蔵村山市震災対策指定井戸の指定及び管理に関する要綱	資-13
資料 8	武蔵村山市震災対策指定井戸のポンプの修理に要する経費助成金交付要綱	資-14
資料 9	武蔵村山市自主防災組織活動資器材等助成要綱	資-15
資料 10	自主防災組織一覧	資-17
資料 11	武蔵村山市災害弔慰金の支給等に関する条例	資-18
資料 12	武蔵村山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	資-21
資料 13	武蔵村山市災害見舞金に関する支給要綱	資-24
資料 14	武蔵村山市防災拠点初動隊に関する規程	資-25
資料 15	武蔵村山市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱	資-27
資料 16	米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱	資-31
資料 17	武蔵村山市との協定締結事業所等一覧	資-32
資料 18	都市公園一覧	資-35
資料 19	都市計画道路一覧	資-36
資料 20	主要市道一覧	資-37
資料 21	主要橋梁一覧	資-38
資料 22	土砂災害警戒区域一覧	資-39
資料 23	土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧	資-42
資料 24	市の緊急活動重要路線図	資-43
資料 25	指定緊急避難場所・指定避難所一覧	資-44
資料 26	福祉避難所一覧	資-45
資料 27	避難誘導標識設置場所一覧	資-46
資料 28	備蓄物資の保管場所及び備蓄内容	資-47
資料 29	地域防災無線システム構成図	資-49
資料 30	無料自動音声応答サービス	資-50
東京都資料 1	災害弔慰金等の支給	資-51
東京都資料 2	災害援護資金等の貸付	資-52
東京都資料 3	被災者生活再建支援金の支給	資-53
東京都資料 4	中小企業への融資	資-54
東京都資料 5	農林漁業関係者への融資	資-55
東京都資料 6	災害救助法による救助の程度・方法及び期間	資-57
東京都資料 7	各担当別災害救助関連必要帳票一覧	資-60
東京都資料 8	災害報告の様式	資-65
東京都資料 9	日毎の記録を整理するために必要な書類	資-68
用語説明	用語-1 ～ 用語-6	

資料1 武蔵村山市防災会議条例

昭和41年7月1日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、武蔵村山市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 武蔵村山市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は、市長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 東京都の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 警視庁の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の教育委員会の教育長
 - (6) 東京消防庁の消防吏員のうちから市長が任命する者
 - (7) 市の消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認め、任命する者
- 6 前項の委員の総数は、30人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、東京都の職員、市の職員、関係指定公共機関、関係地方公共機関の役員又は職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

[中略]

附 則 (平成25年3月4日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料2 武蔵村山市災害対策本部条例

昭和41年7月1日条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、武蔵村山市災害対策本部(以下「本部」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(本部の組織)

第2条 本部に本部長室および部を置く。

- 2 部に部長を置く。
- 3 本部長室および部に属すべき本部の職は、規則で定める。

(職務)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 部長は、本部長の命を受け、本部長室の事務を掌理する。
- 4 災害対策本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(雑則)

第4条 第2条および第3条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、武蔵村山市規則で定める。

[中略]

附 則(平成25年3月4日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料3 武蔵村山市災害対策本部条例施行規則

昭和44年10月8日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵村山市災害対策本部条例(昭和41年村山町条例第16号。以下「条例」という。)第2条第3項及び第4条の規定に基づき、本部の職及びその所掌事務等について、必要な事項を定めるものとする。

(本部長室の所掌事務)

第2条 本部長室は、次に掲げる事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 本部の非常配備態勢の発令及び廃止に関する事。
- (2) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (3) 避難情報に関する事。
- (4) 東京都及び関係防災機関に対する応援要請に関する事。
- (5) 他市町村との相互応援に関する事。
- (6) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用要請に関する事。
- (7) 自衛隊の派遣要請に関する事。
- (8) 公用令書による公用負担に関する事。
- (9) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- (10) 部班長会議の招集に関する事。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。

(本部長室の構成)

第3条 本部長室は、次に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもつて充てる。

2 条例第3条第2項の規定に基づき副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副市長及び教育長の順序によりこれを行う。

(本部員)

第5条 本部員は、企画財政部長、総務部長、市民部長、協働推進部長、健康福祉部長、子ども家庭部長、都市整備部長、会計管理者、議会事務局長、教育部長、総務部防災安全課長及び消防団長の職にある者をもつて充てる。

2 前項の規定にかかわらず、本部長は、必要があると認めるときは、市の職員のうちから指名する者を本部員に充てることができる。

(本部連絡員)

第6条 本部長室及び部並びに部相互間の連絡調整を図るため、本部長室に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、部に属すべき本部の職員のうちから当該部の長(以下「部長」という。)が指名する。

(本部派遣員)

第7条 本部長は、必要があると認めるときは、次に掲げるもの(以下「指定地方行政機関等」という。)の長、代表者若しくは管理者又はその指定する者に対し、指定地方行政機関等の職員が本部長室の事務に協力することを求めることができる。

- (1) 指定地方行政機関
- (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関
- (3) 防災関係機関

2 本部長は、本部派遣員(前項の規定により本部長室の事務に協力する職員をいう。)に対し、会議への出席、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(部及び班)

第8条 部の名称及び部長に充てる職は、それぞれ別表第1の第1欄及び第2欄に掲げるとおりとする。

2 部に別表第1の第3欄に掲げる班を置き、同表の第4欄に掲げる職にある者を班長に充てる。

3 班の分掌事務は、別表第1の第5欄に掲げるとおりとし、部に属する班の分掌事務をもつて部の分掌事務とする。

4 部は、別表第2に掲げる通常の行政組織をもつて編成する。

5 部に属すべきその他の本部の職員は、第2項に規定する者のほか、通常の行政組織に属する職員のうちから部長が指名する。

(部班長会議)

第9条 本部長は、災害対策の推進を図るため、必要があると認めるときは、部班長会議を招集することができる。

(職務権限)

第10条 本部の職員は、特に定める場合又は特に指示された場合を除き、通常の行政組織における職務権限に基づき、本部の事務を処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、本部長が別に定める。

別表第1 (第8条関係)

部の名称	部長に充てる職	班の名称	班長に充てる職	分掌事務
災害対策部	総務部長	本部班	防災安全課長	(1) 本部長室及び部班長会議の庶務に関する事。 (2) 被災状況等の情報収集及び通信連絡の総括に関する事。 (3) 東京都及び関係防災機関との連絡調整に関する事。 (4) 消防団の出動に関する事。 (5) 本部連絡員及び本部派遣員に関する事。 (6) 災害救助法の適用要請に関する事。 (7) 自衛隊の派遣要請に関する事。 (8) 災害に関する広報及び広聴の総括に関する事。 (9) 前各号に掲げるもののほか、災害対策の連絡調整に関する事。
		総務契約班	総務契約課長	(1) 車両の調達及び配車に関する事。 (2) 市の庁舎の保全に関する事。 (3) 災害対策用物資及び資機材並びに応急食糧等の契約に関する事。 (4) 部内の連絡調整及び他班への応援に関する事。 (5) 他の部及び班に属さない業務に関する事。
		文書法制班	文書法制課長	(1) 災害関係文書の受発信に関する事。 (2) 他班への応援に関する事。
		職員班	職員課長	(1) 職員のサービス及び給与等に関する事。 (2) 労務の供給に関する事。
		選挙班	選挙管理委員会事務局長	(1) 応急給水に関する事。 (2) 他班への応援に関する事。
		監査班	監査事務局長	(1) 応急給水に関する事。 (2) 他班への応援に関する事。
企画財政対策部	企画財政部長	秘書広報班	秘書広報課長	(1) 秘書に関する事。 (2) 災害に関する広報及び広聴に関する事。 (3) 報道機関との連絡調整に関する事。
		企画政策班	企画政策課長	(1) 災害応急対策及び復旧対策の総合調整に関する事。 (2) 部内の連絡調整及び他班への応援に関する事。
		行政経営班	行政経営課長	(1) 市の電子計算組織の保全に関する事。 (2) 他班への応援に関する事。
		財政班	財政課長	(1) 災害応急対策及び復旧対策関係の予算に関する事。 (2) 他班への応援に関する事。
市民対策部	市民部長	市民班	市民課長	(1) 遺体の身元確認協力及び埋火葬許可証の発行に関する事。 (2) 出張所の庁舎の保全に関する事。 (3) 被災状況の調査及び報告に関する事。 (4) 罹災証明の発行に関する事。 (5) 国民健康保険の資格確認に関する事。
		保険年金班	保険年金課長	(1) 国民健康保険税の減免に関する事。 (2) 国民健康保険税の納期限の延長に関する事。 (3) 後期高齢者医療保険料の減免の手續に関する事。
		課税班	課税課長	(1) 被災状況の調査及び報告に関する事。 (2) 罹災証明の発行に関する事。 (3) 市税の減免に関する事。 (4) 市税の納期限の延長に関する事。 (5) 部内の連絡調整及び他班への応援に関する事。
		収納班	収納課長	市税及び国民健康保険税の徴収猶予に関する事。

部の名称	部長に充てる職	班の名称	班長に充てる職	分掌事務
協働推進対策部	協働推進部長	協働推進班	協働推進課長	(1) 市民との協働に関すること。 (2) 自治会との調整に関すること。 (3) ボランティアの受入れに関すること。 (4) 所管する施設の被害調査及び復旧に関すること。 (5) 所管する施設を利用する避難所設営等の協力に関すること。 (6) 部内の連絡調整及び他班への応援に関すること。
		産業観光班	産業観光課長	(1) 民間協力団体への協力要請に関すること。 (2) 農畜産業の災害対策及び被害調査に関すること。 (3) 商工業の災害対策及び被害調査に関すること。 (4) 被災農家及び中小企業関係の融資に関すること。 (5) 離職者の就業相談に関すること。 (6) 米穀調達に関すること。 (7) 所管する施設の被害調査に関すること。
		環境班	環境課長	(1) 避難所の環境保全に関すること。 (2) 公園、運動広場等の応急及び復旧対策に関すること。 (3) 他班への応援に関すること。
		ごみ対策班	ごみ対策課長	(1) し尿及びごみの処理に関すること。 (2) 被災地の清掃に関すること。 (3) 災害廃棄物対策本部に関すること。
健康福祉対策部	健康福祉部長	福祉総務班	福祉総務課長	(1) 福祉会館利用者の避難及び救護に関すること。 (2) 義援金品の受領及び配分に関すること。 (3) 災害弔慰金の支給に関すること。 (4) 所管する施設の被害調査及び復旧に関すること。 (5) 所管する施設を利用する避難所設営等の協力に関すること。 (6) 部内の連絡調整及び他班への応援に関すること。
		高齢福祉班	高齢福祉課長	(1) 避難所に収容された要介護者に対する介護に関すること。 (2) 介護サービス提供事業者等との連絡調整に関すること。 (3) 高齢者等に対する救護に関すること。 (4) 所管する施設の被害調査に関すること。 (5) 福祉避難所開設のための関係機関との諸調整等に関すること。 (6) 福祉避難所の運営等に関すること。
		障害福祉班	障害福祉課長	(1) 障害者等に対する救護に関すること。 (2) 所管する施設の被害調査及び復旧に関すること。 (3) 所管する施設を利用する避難所設営等の協力に関すること。 (4) 福祉避難所開設のための関係機関との諸調整等に関すること。 (5) 福祉避難所の運営等に関すること。
		生活福祉班	生活福祉課長	(1) 避難所収容者に対する救護に関すること。 (2) 要支援者に対する救護に関すること。 (3) 罹災者の救護に関すること。
子ども家庭対策部	子ども家庭部長	子ども青少年班	子ども青少年課長	(1) 保育園児及び学童クラブ児童の救護に関すること。 (2) 応急保育に関すること。 (3) 所管する施設の被害調査及び復旧に関すること。 (4) 所管する施設を利用する避難所設営等の協力に関すること。 (5) 他班への応援に関すること。
		子ども子育て支援班	子ども子育て支援課長	(1) 乳幼児、妊産婦、要支援児童等の救護、安全確保及び支援に関すること。 (2) 助産救護に関すること。 (3) 避難所の運営等の協力に関すること。 (4) 所管する施設の被害調査に関すること。 (5) 他班への応援に関すること。

部の名称	部長に充てる職	班の名称	班長に充てる職	分掌事務
都市整備対策部	都市整備部長	都市計画班	都市計画課長	(1) 被災した宅地の危険度判定に関する事。 (2) 災害復興計画に関する事。 (3) 仮設住宅の入居及び管理に関する事。 (4) 部内の連絡調整及び他班への応援に関する事。
		交通企画・モノレール推進班	交通企画・モノレール推進課長	(1) 応急給水に関する事。 (2) 他班への応援に関する事。
		区画整理班	区画整理課長	(1) 応急給水に関する事。 (2) 他班への応援に関する事。
		道路下水道班	道路下水道課長	(1) 公共施設の被害調査及び復旧に関する事。 (2) 道路、河川及び橋りょうの応急対策及び復旧対策に関する事。 (3) 道路障害物の除去作業に関する事。 (4) 水防及び排水活動に関する事。 (5) 建設業協会との連携及び協力要請に関する事。 (6) 応急給水に関する事。 (7) 東京都水道局多摩水道改革推進本部及び東京都下水道局流域下水道本部との連絡調整に関する事。 (8) 下水道施設の被害調査及び復旧に関する事。 (9) 下水道工事事業者に対する協力要請に関する事。 (10) 他班への応援に関する事。
		施設班	施設課長	(1) 避難所施設の建設に関する事。 (2) 庁舎等公共施設の保全及び補修に関する事。 (3) 仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理に関する事。 (4) 被災した建築物の危険度判定に関する事。
会計対策部	会計管理者	会計班	会計課長	応急対策及び復旧対策に必要な現金及び物品の出納に関する事。
議会対策部	議会事務局長	議会班	議会事務局次長	市議会との連絡調整に関する事。
教育対策部	教育部長	教育総務班	教育総務課長	(1) 児童及び生徒の救護に関する事。 (2) 児童及び生徒に対する学用品の供給に関する事。 (3) 文教施設の被害調査及び復旧に関する事。 (4) 学校施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 (5) 部内の連絡調整及び他班への応援に関する事。
		教育指導班	教育指導課長	(1) 教職員の非常配備に関する事。 (2) 応急教育実施の計画及び指導に関する事。 (3) 所管する施設の被害調査に関する事。
		給食班	学校給食課長	避難所等への応急給食に関する事。
		文化振興班	文化振興課長	(1) 所管する施設の利用者の避難及び救護に関する事。 (2) 所管する施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 (3) 所管する施設の被害調査及び復旧に関する事。
		スポーツ振興班	スポーツ振興課長	(1) 所管する施設の利用者の避難及び救護に関する事。 (2) 所管する施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 (3) 所管する施設の被害調査及び復旧に関する事。
		図書館班	図書館長	(1) 所管する施設の利用者の避難及び救護に関する事。 (2) 所管する施設を利用する避難所設営等の協力に関する事。 (3) 所管する施設の被害調査及び復旧に関する事。
消防対策部	消防団長	消防班	消防団副団長	(1) 水害、火災その他災害の予防警戒及び防衛に関する事。 (2) 人命救助に関する事。 (3) 死者及び行方不明者の捜索に関する事。

別表第2 (第8条関係)

部名	通常の行政組織
災害対策部	防災安全課 総務契約課 文書法制課 職員課 選挙管理委員会事務局 監査事務局
企画財政対策部	秘書広報課 企画政策課 行政経営課 財政課
市民対策部	市民課 保険年金課 課税課 収納課
協働推進対策部	協働推進課 産業観光課 環境課 ごみ対策課
健康福祉対策部	福祉総務課 高齢福祉課 障害福祉課 生活福祉課 健康推進課
子ども家庭対策部	子ども青少年課 子ども子育て支援課
都市整備対策部	都市計画課 交通企画・モノレール推進課 区画整理課 道路下水道課 施設課
会計対策部	会計課
議会対策部	議会事務局
教育対策部	教育総務課 教育指導課 学校給食課 文化振興課 スポーツ振興課 図書館
消防対策部	消防団

資料4 武蔵村山市防災会議委員名簿

令和4年3月現在

	職 名	氏 名
1	武蔵村山市長	山 崎 泰 大
2	東京都北多摩北部建設事務所長	水 谷 正 史
3	東京都多摩立川保健所長	渡 部 裕 之
4	東京都水道局立川給水管理事務所長	富 田 英 昭
5	警視庁東大和警察署長	居 原 豊
6	東京消防庁北多摩西部消防署長	大 石 正 年
7	武蔵村山市消防団長	福 島 浩 司
8	独立行政法人国立病院機構村山医療センター院長	谷 戸 祥 之
9	日本郵便株式会社武蔵村山郵便局長	小 沼 元 弘
10	東日本電信電話株式会社東京西支店長	高 山 英 一
11	日本通運株式会社多摩支店長	西 山 和 宏
12	東京電力パワーグリッド株式会社立川支社長	遠 藤 智 志
13	武陽ガス株式会社取締役武蔵村山営業所長	内 野 治 樹
14	一般社団法人武蔵村山市医師会理事	藤 田 仁
15	一般社団法人東京都武蔵村山市歯科医師会会員	伊 東 良 之
16	市内在住の防災士	堀 上 みち子
17	北多摩西部防火女性の会監事	井 出 やす子
18	武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会委員	南 葉 子
19	武蔵村山市社会福祉協議会職員	安 彦 恵 子
20	武蔵村山市自立支援協議会委員	岩 瀬 香 世
21	武蔵村山市民生委員・児童委員	大 谷 恵美子
22	武蔵村山市 副市長	石 川 浩 喜
23	武蔵村山市 教育長	池 谷 光 二
24	武蔵村山市 企画財政部長	神 子 武 己
25	武蔵村山市 健康福祉部長	島 田 拓
26	武蔵村山市 都市整備部長	竹 市 基 治
27	武蔵村山市 教育部長	諸 星 裕
28	武蔵村山市 協働推進課長	湊 祥 子
29	武蔵村山市 福祉総務課長	小 延 明 子
30	武蔵村山市 交通企画・モノレール推進課長	木 村 朋 子

資料5 武蔵村山市防災行政無線局管理規程

平成12年5月30日訓令(甲)第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、武蔵村山市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び平常時における行政上の事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する武蔵村山市防災行政無線局(以下「無線局」という。)の管理について、電波法(昭和25年法律第131号)及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線設備 電波の送信、受信及び発電のため必要な電氣的設備並びにその付帯設備をいう。
- (2) 固定系親局 固定系子局を動作させ、住民に情報を伝達する無線局をいう。
- (3) 固定系子局 固定系親局の通信の相手局となる屋外拡声子局をいう。
- (4) 地域系統制局 地域系移動局を通信の相手局として通信の統制を行う無線局をいう。
- (5) 地域系移動局 地域系統制局により通信の統制を受ける可搬型、車載型又は携帯型の無線局をいう。
- (6) 無線従事者 電波法第40条第1項に定める資格を有する者をいう。
- (7) 通信の統制 非常災害時若しくは緊急事態が生じたとき、又はそのおそれがあるときにおいて、情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を切り替え、通話中の通信の切断、割込み通信の取扱順序の指定等を行うこと、又はこれらの措置を取り得る状態にすることをいう。

(無線局の構成)

第3条 無線局は、固定系親局、固定系子局、地域系統制局及び地域系移動局をもって構成し、固定系親局の設置場所、固定系子局の子局番号、局名及び設置場所並びに地域系統制局及び地域系移動局の局名、呼出番号及び設置場所(地域系移動局のうち、車載型の無線局にあつては当該無線局を搭載する車両の所属をいい、携帯型の無線局にあつては当該無線局を配備する個人、団体等をいう。)は、別表に掲げるとおりとする。

(総括管理者、管理責任者、無線管理者及び通信取扱責任者の設置)

第4条 無線局に総括管理者、管理責任者、無線管理者及び通信取扱責任者を置く。

- 2 総括管理者は、総務部長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、総務部防災安全課長をもって充てる。
- 4 無線管理者は、固定系親局、固定系子局及び地域系統制局並びに地域系移動局のうち携帯型の無線局にあつては総務部防災安全課長を、地域系移動局(携帯型の無線局を除く。)にあつては別表に定める者をもって充てる。
- 5 通信取扱責任者は、総務部防災安全課の係長又は主査の職にある者をもって充てる。ただし、その者が無線従事者の資格を有していない場合は、当該資格を取得するまでの間、無線従事者の資格を有する同課の職員の中から管理責任者が指定する者がその職務を行うものとする。

(総括管理者の職務)

第5条 総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、並びに無線局の管理及び運用の業務に従事する者を指揮監督する。

(管理責任者の職務)

第6条 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに、無線管理者、通信取扱責任者及び無線設備の操作を行う者(以下「通信取扱者」という。)を指揮監督する。

- 2 管理責任者は、適正な管理のもとに、常に無線局の整備状況及び運用状況を把握しておかなければならない。
- 3 管理責任者は、第8条第3項の規定により通信取扱責任者が作成した無線局月間送出記録及び無線局業務日誌の抄録を確認しなければならない。

(無線管理者の職務)

第7条 無線管理者は、総括管理者及び管理責任者の命を受け、所管する無線局の管理及び運用の業務を行うとともに、通信取扱者を指揮監督する。

(通信取扱責任者の職務)

第8条 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行うとともに、固定系親局及び地域系統制局に係る業務を行う。

- 2 通信取扱責任者は、電波法及び関係法令に基づく業務書類を管理保管するものとする。
- 3 通信取扱責任者は、固定系親局に係る無線局月間送出記録及び無線局業務日誌の抄録を作成し、当月分を翌月5日までに管理責任者に提出しなければならない。

(無線従事者の配置、養成等)

第9条 総括管理者は、無線局の適正な運用を図るため、無線従事者の養成及び必要な無線従事者の配置に努めなければならない。

2 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、無線従事者名簿を作成しなければならない。

(点検及び整備)

第10条 管理責任者は、無線局の無線設備について、毎年定期的に点検しなければならない。

2 管理責任者は、前項の点検の実施時期を無線管理者に通知しなければならない。

(故障等の連絡)

第11条 無線管理者は、所管する無線局の無線設備について故障又は異常を認めたときは、直ちにその旨を管理責任者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項の報告を受けたとき、又は前条の点検の結果、故障又は異常を認めたときは、統括管理者に報告し、直ちに復旧に必要な措置を講じなければならない。

(無線局の運用)

第12条 この規程に定めるもののほか無線局の運用に関する事項は、市長が別に定める。

[中略]

附 則 (令和2年3月31日訓令(甲)第7号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第3条・第4条関係) [略]

資料6 武蔵村山市防災行政無線局運用規程

平成12年5月30日訓令(甲)第12号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、武蔵村山市防災行政無線局管理規程(平成12年武蔵村山市訓令(甲)第11号)第12条の規定に基づき、武蔵村山市防災行政無線局(以下「無線局」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 固定系の運用

(放送の種類)

第2条 無線局の放送の種類は、チャイム放送、緊急放送及び一般放送とする。

(チャイム放送)

第3条 チャイム放送は、ミュージックチャイムにより、定時に行うものとする。

2 チャイム放送の放送日は、毎日とし、その放送時刻は、次のとおりとする。

(1) 午前 11時50分

(2) 午後

ア 3月1日から6月30日まで及び9月1日から10月31日まで 4時50分

イ 7月1日から8月31日まで 5時30分

ウ 11月1日から2月末日まで 4時20分

(緊急放送)

第4条 緊急放送は、災害その他緊急を要する事態が発生し、又はその発生が予測されるときに放送するものとし、その放送事項は、次に掲げるものとする。

(1) 地震、台風、火災等の非常事態に関する事項

(2) 人命救助その他特に緊急を要する事項

2 緊急放送の放送時刻は、午前7時から午後10時までの間とし、その放送時間は、原則として3分以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(報告)

第5条 前条の緊急放送に従事した者は、その放送内容を総務部防災安全課長(以下「防災安全課長」という。)に報告しなければならない。

(一般放送)

第6条 一般放送は、次に掲げる事項のうち特に重要であると認められるものについて行う。

(1) 市政に関する市民への周知連絡に関する事項で、他に広報手段がないもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

2 一般放送は、原則として、市の休日には行わないものとし、その放送時刻は、午前8時とする。

(放送の手続)

第7条 課長(相当する職にある者を含む。以下同じ。)は、その所管する事務に関し緊急放送を行う必要があるときは、緊急放送依頼書(第1号様式)を防災安全課長に提出しなければならない。ただし、事態が切迫し、当該手続を行う時間的余裕がないときは、この限りでない。

2 課長は、その所管する事務に関し一般放送を行う必要があるときは、一般放送依頼書(第2号様式)を当該放送を行う日の5日前までに防災安全課長に提出しなければならない。

3 防災安全課長は、前2項の依頼を受けたときは、その内容を審査し、総務部長の指示を受けて放送の可否を決定するものとする。この場合において、放送を行わないと決定したときは、その旨を当該放送を依頼した課長に通知するものとする。

(放送の方法)

第8条 放送の方法は、市内全域に対して行う一斉放送と特定地域に対して行う地区放送とする。

2 緊急放送又は一般放送に際しては、その終了時に「防災武蔵村山」と放送しなければならない。

3 放送に使用する用語は、簡潔でわかりやすい用語を使用しなければならない。

第3章 地域系の運用

(通信事項)

第9条 通信事項は、次のとおりとする。

(1) 地震(予知情報を含む。)、火災、台風等の災害情報に関すること。

(2) 住民の生命に係る緊急重要な事項に関すること。

(3) 通信訓練に関すること。

(4) 市の一般行政事務連絡に関すること。

(通信の原則)

第10条 通信を行う者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 必要のない通信は行わないこと。
- (2) 通信に際しては、暗号及び隠語を使用せず、できる限り簡潔な用語を使用すること。
- (3) 通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにすること。
- (4) 相手局を呼び出すときは、他の通信が行われていないことを確認した上でなければ、通信を行わないこと。
- (5) 通信は、正確に行うものとし、通信の誤りを知ったときは、直ちに訂正すること。

(運用時間)

第11条 地域系の無線局は、常時運用するものとする。ただし、平常時においては、市の執務時間内での運用を原則とする。

(通信の統制)

第12条 武蔵村山市防災行政無線局管理規程に定める管理責任者は、災害の発生その他特に必要があると認めるときは、同規程に定める通信の統制をすることができる。

(目的外使用の禁止)

第13条 地域系の無線局は、無線局の設置の目的及び第9条に規定する通信事項の範囲を超えて運用してはならない。

(混信の防止)

第14条 地域系の無線局は、他の無線局の運用を阻害するような混信を与えないように運用しなければならない。

(通信の方法)

第15条 通信の方法は、次に掲げるところによる。

(1) 呼出し

ア 呼出しは、次の事項を送信して行う。

(ア) 「こちら、△△△ (自局の呼出番号) ——局です。○○○ (相手局の呼出番号) ——局、感度ありましたら応答願います。」

イ 呼出しに対して応答がない場合は、間隔をおいて反復するものとする。

(2) 応答

ア 自局に対する呼出しを受信したときは、直ちに応答しなければならない。

イ 呼出しに対する応答は、次の事項を送信して行う。

(ア) 「はい、こちら△△△ (自局の呼出番号) ——局です。○○○ (相手局の呼出番号) ——局、どうぞ。」

(3) 不確実な呼出しに対する応答

ア 自局に対する呼出しであることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復されて、自局に対する呼出しであることが確実に判断できるまで応答してはならない。

イ 自局に対する呼出しを受信したが、呼出番号、局名が不確実であるときは、前号イ(ア)に規定する応答事項に代えて次の事項を送信して、直ちに応答しなければならない。

(ア) 「はい、こちら△△△ (自局の呼出番号) ——局です。どなたかこちらを呼び出しましたか、どうぞ。」

[中略]

附 則 (平成16年3月31日訓令(甲)第18号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

第1号様式(第7条関係) [略]

資料7 武蔵村山市震災対策指定井戸の指定及び管理に関する要綱

昭和53年3月29日訓令(乙)第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、震災対策指定井戸の指定及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「震災対策指定井戸」とは、大地震等の災害の発生により、武蔵村山市内の水道施設等が被害を受け、市民に生活用水を供給することが困難となった場合において、応急給水を実施するために必要な水源として武蔵村山市(以下「市」という。)が指定する井戸をいう。

(指定の要件)

第3条 震災対策指定井戸として指定する井戸は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 井戸水が生活用水としての利用に適するものであること。
- (2) 屋外にあるなど付近の住民が利用しやすい場所にあること。
- (3) ダルマポンプ等の揚水装置(以下「装置」という。)が設置してあること。

(震災対策指定井戸の指定)

第4条 市は、避難場所、仮設収容施設等の位置等を考慮し、前条に規定する要件を備えている井戸のうちから、その所有者の承諾を得て、震災対策指定井戸に指定するものとする。

(指定の期間)

第5条 震災対策指定井戸の指定の期間は、震災対策指定井戸に指定した日から5年間とする。ただし、当該期間の満了する日までに震災対策指定井戸の所有者(以下「所有者」という。)から指定の解除の申出がない場合は、当該期間の満了する日からさらに5年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(表示板等の設置)

第6条 市は、震災対策指定井戸の指定をしたときは、当該指定をした井戸の公衆の見やすい場所に、表示板(第1号様式)及び飲料としての適否の説明看板を設置するものとする。

(維持管理)

第7条 市と所有者とは、この要綱及び別に締結する契約に基づき、震災対策指定井戸の震災時の利用に支障を来たさないよう、相互に協力してその維持管理を行うものとする。

- 2 所有者は、適宜、震災対策指定井戸を使用して装置の故障等の発見に努めるとともに、異常を認めたときは、市に報告しなければならない。
- 3 市は、前項の規定による報告があったときは、その状況を確認し、必要に応じて装置の修理を所有者に依頼するものとする。
- 4 市は、前項の修理に要する費用について、所有者が故意に装置を故障させた場合の修理に係るものを除き、予算の範囲内で所有者に対して助成することができる。
- 5 市は、毎年1回、震災対策指定井戸の水質検査を行うものとする。

(廃止又は譲渡の制限)

第8条 所有者は、震災対策指定井戸を廃止し、又は第三者に譲渡する場合は、震災対策指定井戸(廃止・譲渡)届出書(第2号様式)により市長に届け出なければならない。

(指定の解除)

第9条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条に規定する指定の期間中であっても、震災対策指定井戸の指定を解除することができる。

- (1) 所有者から解除の申出があったとき。
 - (2) 第3条に規定する要件を欠いたとき。
 - (3) 所有者が、契約書の定めに違反したとき。
- 2 所有者は、前項の規定による指定の解除により損害を受けた場合であっても、その賠償の請求はできないものとする。

[中略]

附 則(令和2年3月27日訓令(乙)第31号)

この要綱は、令和2年3月27日から施行する。

第1号様式(第6条関係) [略]

第2号様式(第8条関係) [略]

資料8 武蔵村山市震災対策指定井戸のポンプの修理に要する経費助成金交付要綱

令和2年3月27日訓令(乙)第29号

(目的)

第1条 この要綱は、武蔵村山市震災対策指定井戸の指定及び管理に関する要綱(昭和53年武蔵村山市訓令(乙)第5号)第4条の規定により武蔵村山市が指定した震災対策指定井戸(以下「震災対策指定井戸」という。)の所有者に対し、当該震災対策指定井戸に設置されたポンプの修理に要する費用の助成を行うことにより、震災時の応急給水を実施するために必要な水源の確保を行うことを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成金の交付の対象となる経費は、震災対策指定井戸に設置されたポンプの修理(所有者が故意にポンプを故障させた場合の修理に係るものを除く。)に要した経費とする。

(交付額)

第3条 助成金の交付額は、前条に規定する経費の実支出の額と30,000円とを比較していずれか少ない額とする。ただし、その総額は、予算で定める額を限度とする。

(交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者は、武蔵村山市震災対策指定井戸のポンプの修理に要する経費助成金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 修理に要した費用の内訳が記載された領収書

(2) 修理の内容が確認できる書類の写し

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは武蔵村山市震災対策指定井戸のポンプの修理に要する経費助成金交付決定通知書(第2号様式)により、助成金の不交付を決定したときは武蔵村山市震災対策指定井戸のポンプの修理に要する経費助成金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を行ったときは、速やかに助成金の交付を行うものとする。

(助成金の取消し)

第7条 市長は、助成金の交付決定を受けた者が偽りその他不正の手段により助成を受けようとし、又は受けたことが判明したときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(助成金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

[中略]

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係) [略]

第2号様式(第5条関係) [略]

第3号様式(第5条関係) [略]

資料9 武蔵村山市自主防災組織活動資器材等助成要綱

昭和59年5月30日訓令(乙)第62号

(目的)

第1条 この要綱は、災害による被害の防止及び軽減を図るために地域住民が自主的に結成した自主防災組織(以下「組織」という。)に対し、防災資器材等を助成することにより地域における自主防災活動を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「組織」とは、地震等の災害に対して地域住民が自らの団結により地域内の被害の防止及び軽減を図るための防災活動を行う組織で、市長に届出のあつた組織をいう。

(自主防災組織の届出等)

第3条 前条の届出は、自主防災組織(結成・変更)届出書(第1号様式)及び自主防災組織編成表(第2号様式)により行うものとする。

2 前項の届出後、届出事項に変更が生じたときは、その都度自主防災組織(結成・変更)届出書を提出しなければならない。

(防災資器材等の助成)

第4条 市長が助成することができる防災資器材等の品名、数量等は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内でこれを行う。

(防災資器材等の助成申請)

第5条 防災資器材等の助成を受けようとする組織の代表者は、防災資器材等助成申請書(第3号様式)により市長に申請するものとする。

(防災資器材等の助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、助成について必要な調査を行い、助成を行うかどうかを決定し、防災資器材等助成決定・却下通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(受領書の提出)

第7条 組織の代表者は、防災資器材等の助成を受けたときは、速やかに防災資器材等受領書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(訓練計画書等の提出)

第8条 防災資器材等の助成を受けた組織の代表者は、毎年、年度当初に年間訓練計画書(第6号様式)を、年度末に訓練(出勤)実績報告書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、組織結成初年度においては、年間訓練計画書を組織結成後速やかに提出するものとする。

(防災資器材等の運用)

第9条 防災資器材等の助成を受けた組織は、当該資器材等をその目的にそつて効果的に運用するよう努めなければならない。

(防災資器材等の管理)

第10条 組織の代表者は、助成された防災資器材等の良好な管理に努めなければならない。

2 助成された防災資器材等の修繕に要する経費は組織が負担するものとする。

(防災資器材等の返還命令)

第11条 市長は、組織が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成した防災資器材等の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 防災資器材等を他に譲渡し、又は故意に損傷したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 組織の自主的な活動及び運営ができなくなつたとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

[中略]

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に貸与されている防災資器材等は、この要綱の規定により助成されたものとみなす。

[中略]

附 則(平成29年5月19日訓令(乙)第110号)

この要綱は、平成29年5月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

助成することができる防災資器材等	
品名	数量等
自主防災組織のぼり旗	5本
略帽（会長、副会長、各班長）	役員数
腕章（会長、副会長、各班長）	役員数
トランジスタメガホン	5個
粉末消火器（ABC—10型）	5本
救急箱	1箱
強力ライト	5個
担架	1台
拍子木	1組
救助工具セット	1セット
ヘルメット	役員数
粉末消火器の薬剤の詰替	随時
その他、市長が特に必要と認めたもの	随時

- 第1号様式（第3条関係）〔略〕
- 第2号様式（第3条関係）〔略〕
- 第3号様式（第5条関係）〔略〕
- 第4号様式（第6条関係）〔略〕
- 第5号様式（第7条関係）〔略〕
- 第6号様式（第8条関係）〔略〕
- 第7号様式（第8条関係）〔略〕

資料10 自主防災組織一覧

令和4年3月現在

番号	組織名称	設立年月日	備考
1	2B自治会自主防災会	昭和59年8月1日	
2	向山自治会自主防災会	昭和60年4月1日	
3	伊奈平自治会自主防災会	平成7年9月1日	
4	学園自治会自主防災会	平成9年4月20日	
5	三ツ藤自治会自主防災会	平成10年1月17日	
6	緑が丘第7自治会自主防災会	平成11年5月10日	
7	日の出自治会自主防災会	平成11年7月18日	
8	大南自治会自主防災会	平成12年7月10日	
9	宿自治会自主防災会	平成16年3月12日	
10	中村第一自治会自主防災会	平成16年8月1日	
11	中村第二自治会自主防災会	平成16年8月1日	
12	中村第三自治会自主防災会	平成16年8月1日	
13	岸自治会自主防災会	平成17年9月1日	
14	萩の尾自治会自主防災会	平成18年4月2日	
15	上水台自治会自主防災会	平成19年10月6日	
16	峰自治会自主防災会	平成19年12月15日	
17	谷津自治会自主防災会	平成20年11月1日	
18	大南五丁目自治会自主防災会	平成20年12月10日	
19	緑が丘第9自治会自主防災会	平成21年6月1日	
20	1112自治会自主防災会	平成21年10月1日	
21	しののめ自治会自主防災会	平成22年3月28日	
22	8B自治会自主防災会	平成22年12月5日	
23	鍛冶ヶ谷戸地区自主防災会	平成23年9月1日	
24	1101自治会自主防災会	平成23年10月1日	
25	中原自治会自主防火防災会	平成24年9月1日	
26	雷塚自治会自主防災隊	平成25年4月1日	
27	緑が丘第6自治会自主防災会	平成25年7月1日	
28	むさしの宿舎自主防災会	平成26年8月5日	
29	神明地区自主防災会	平成26年10月1日	
30	横田自治会自主防災会	平成30年6月1日	
31	マイホームランド玉川上水自治会自主防災会	平成30年9月1日	
32	原山自治会自主防災会	平成30年11月4日	
33	緑が丘第8自治会自主防災会	令和2年8月19日	

資料 11 武蔵村山市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 10 月 8 日条例第 38 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に基づき、災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対して災害障害見舞金の支給を行い、及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付けを行うことにより、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、武蔵村山市内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 武蔵村山市（以下「市」という。）は、市民が令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡した者の死亡当時その者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。次号において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- (3) 死亡した者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前 2 項の規定により難しいときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前 3 項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、その 1 人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第 5 条 災害により死亡した者 1 人当たりの災害弔慰金の額は、その者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けられることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては 5,000,000 円とし、その他の場合にあつては 2,500,000 円とする。ただし、死亡した者がその死亡に係る災害に関し既に次章の規定により災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第 6 条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第 4 条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第 7 条 災害弔慰金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡した者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第 2 条に規定する場合
- (3) 災害に際し、関係機関の長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第 8 条 市長は、災害弔慰金を支給すべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより災害弔慰金の支給を

行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額)

第13条 災害援護資金の一災害における1世帯当たりの限度額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額
ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）

及び住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合（エに該当する場合を除く。） 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 3,500,000円

2 前項第1号ウ又は同項第2号イ若しくはウに該当する場合において、被災した住居の建て直しに際し、その住居の残存部分を取り壊さなければならない等の特別の事情がある場合におけるこれらの規定の適用については、同項第1号ウ中「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、同項第2号イ中「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、同号ウ中「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」とする。

(償還期間)

第14条 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第15条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第16条 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

2 前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によるものとする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 災害援護資金の貸付けに係る償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、

第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 雑則

(支給審査委員会の設置)

第17条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、武蔵村山市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「支給審査委員会」という。）を置く。

2 支給審査委員会は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する委員7人以内をもつて組織する。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

[中略]

附 則（令和元年12月10日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年村山町条例第6号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

資料 12 武蔵村山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和 49 年 10 月 8 日規則第 36 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年武蔵村山市条例第 38 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金の支給を行うときは、次に掲げる事項の調査を行った上で、これを行うものとする。

(1) 死亡（災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 4 条の規定により死亡したものと推定される場合の状態を含む。以下この章において同じ。）した者の氏名、性別及び生年月日

(2) 死亡の年月日及び死亡した時の状況

(3) 死亡した者の遺族に関する事項

(4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、武蔵村山市外で死亡した市民の遺族に対しては、死亡した地の官公署が発行した被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、死亡した市民の遺族が武蔵村山市内に住所を有していない場合にあつては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金の支給を行うときは、次に掲げる事項の調査を行った上で、これを行うものとする。

(1) 障害者の氏名、性別及び生年月日

(2) 障害の原因である負傷をし、又は疾病にかかった年月日及び当該負傷をし、又は疾病にかかった時の状況

(3) 障害の種類及び程度に関する事項

(4) 支給の制限に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、武蔵村山市外で障害の原因である負傷をし、又は疾病にかかった市民に対しては、当該負傷をし、又は疾病にかかった地の官公署が発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（災害障害見舞金用）（第 1 号様式）を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 条例第 12 条第 1 項の規定により災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、災害援護資金借入申込書（第 2 号様式）に次に掲げる書類を添えて、その者が災害により被害を受けた日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに、市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の負傷を理由として貸付けを受けようとする場合にあつては、当該負傷に係る療養見込期間及び療養概算額を記載した医師の診断書

(2) 災害により被害を受けた日の属する年の前年（被害を受けた日が 1 月 1 日から 5 月 31 日までの間であるときは、前々年とする。以下この号において同じ。）において他の市町村（特別区を含む。以下この号において同じ。）に居住していた者にあつては、その者が属する世帯の前年の所得に関する当該市町村の長の証明書

(3) その他市長が特に必要と認める書類

(調査)

第 7 条 市長は、前条の規定による申込みがあつたときは、速やかにその内容を審査するとともに、当該申込みをした者（以下「借入申込者」という。）の属する世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査するものとする。

(貸付けの決定)

第 8 条 市長は、借入申込者に対して災害援護資金を貸し付ける旨を決定したときは災害援護資金貸付決定通知書（第 3 号様式）により、災害援護資金を貸し付けない旨を決定したときは災害援護資金貸付不承認決定通知書（第 4 号様

式)により、当該借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 前条の規定により災害援護資金を貸し付ける旨の決定を受けた借入申込者は、速やかに、災害援護資金借用書(第5号様式)に当該借入申込者の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、借入申込者が条例第15条第1項の規定により保証人を立てるときは、保証人の連署した災害援護資金借用書に当該保証人の印鑑証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の保証人は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 原則として、武蔵村山市内に住所を有すること。
- (2) 災害援護資金の貸付けを受けていないこと。
- (3) 災害援護資金について、他に保証していないこと。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の災害援護資金借用書と引換えに、借入申込者に対し貸付金を交付するものとする。

(利率)

第10条の2 条例第15条第2項の規則で定める率は、年3パーセント(借入申込者が同条第1項の規定により保証人を立てる場合にあつては、年1.5パーセント)とする。

(償還の完了)

第11条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る災害援護資金借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 条例第16条第2項ただし書の規定により繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、条例第16条第3項の規定により償還金の支払猶予を受けようとするときは、償還金支払猶予申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、償還金の支払猶予を認める旨を決定したときは償還金支払猶予承認通知書(第8号様式)により、償還金の支払猶予を認めない旨を決定したときは償還金支払猶予不承認通知書(第9号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、条例第16条第3項の規定により違約金の支払免除を受けようとするときは、違約金支払免除申請書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは違約金支払免除承認通知書(第11号様式)により、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは違約金支払免除不承認通知書(第12号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(償還免除)

第15条 条例第16条第3項の規定により災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除(以下この条において「償還の免除」という。)を受けようとする者は、災害援護資金償還免除申請書(第13号様式)に償還の免除を受けようとする理由を証明する次の各号に掲げるいずれかの書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 借受人の死亡を証する書類
- (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証する書類
- (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類
- (4) 借受人が災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令(令和元年内閣府令第22号)第1条各号のいずれにも該当することを証する書類

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、償還の免除を認める旨を決定したときは災害援護資金償還免除承認通知書(第14号様式)により、償還の免除を認めない旨を決定したときは災害援護資金償還免除不承認通知書(第15号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を發して督促しなければならない。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人は、借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等災害援護資金借用書に記載した事項に異動を生じたとき(借受人又は保証人が死亡し、又は行方不明になつた場合を含む。)は、速やかに氏名等変更届(第16号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族(保証人があるときは、同居の親族又は保証人)がその旨を届け出るものとする。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

[中略]

附 則 (令和3年4月30日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の武蔵村山市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

第1号様式 (第5条関係) [略]

第2号様式 (第6条関係) [略]

第3号様式 (第8条関係) [略]

第4号様式 (第8条関係) [略]

第5号様式 (第9条関係) [略]

第6号様式 (第12条関係) [略]

第7号様式 (第13条関係) [略]

第8号様式 (第13条関係) [略]

第9号様式 (第13条関係) [略]

第10号様式 (第14条関係) [略]

第11号様式 (第14条関係) [略]

第12号様式 (第14条関係) [略]

第13号様式 (第15条関係) [略]

第14号様式 (第15条関係) [略]

第15号様式 (第15条関係) [略]

第16号様式 (第17条関係) [略]

資料 13 武蔵村山市災害見舞金に関する支給要綱

昭和 57 年 4 月 23 日訓令（甲）第 6 号

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、武蔵村山市に住所を有する者が災害により家屋に被害を受けたとき、その世帯主に対し、見舞金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害 風水害、地震その他の異常な自然現象により生じた被害又は火災若しくは爆発による被害であつて、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用基準に達しないものをいう。

（2）家屋 災害により被害を受けた際、現に居住の用に供していた建物をいう。ただし、共同住宅の場合には建物の構造上それぞれが独立した世帯単位として区画された部分をいう。

（見舞金の範囲及び額）

第 3 条 見舞金の支給の範囲及び額は、次のとおりとする。

（1）家屋の全壊又は全焼のとき 一世帯につき 30,000 円

（2）家屋の半壊又は半焼のとき 一世帯につき 20,000 円

（3）家屋の床上浸水又は火災による水損のとき 一世帯につき 10,000 円

（4）前各号に定めるもののほか、市長が特に支給を必要と認めたとき 一世帯につき 5,000 円

（支給の制限）

第 4 条 災害が明らかに被災者の故意又は重大な過失により生じた場合は、見舞金の支給はしない。

（委任）

〔中略〕

附 則（昭和 60 年 3 月 30 日訓令（甲）第 3 号）

この要綱は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

資料 14 武蔵村山市防災拠点初動隊に関する規程

平成 11 年 9 月 9 日訓令（甲）第 16 号

（目的）

第 1 条 この規程は、武蔵村山市地域防災計画に基づき、休日、夜間等の勤務時間外に災害が発生した場合において避難所開設等の災害応急対策の円滑な遂行を確保するための武蔵村山市防災拠点初動隊（以下「初動隊」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（初動隊の名称等）

第 2 条 初動隊の名称及び配置（参集）場所は、別表に定めるとおりとする。

（初動隊の組織等）

第 3 条 初動隊は、各隊につき、市長が任命する初動要員 4 人以内をもって組織する。ただし、市長が必要があると認めるときは、各隊の初動要員の数を変更することができる。

2 初動隊に隊長及び副隊長 1 人を置き、初動要員のうちから市長が指名する。

3 隊長は、当該初動隊の業務を統括する。

4 隊長に事故があるとき、又は隊長が欠けたときは、副隊長がその職務を代理する。

第 4 条 各初動隊を指揮監督するため、初動隊に統括者を置く。

2 初動隊の統括者は、総務部長をもって充てる。

3 総務部長に事故があるとき、又は総務部長が欠けたときは、総務部防災安全課長が統括者の職務を代理する。

（初動要員の任免）

第 5 条 市長は、原則として、防災拠点の近辺に居住する職員のうちからその所属する初動隊を指定し、初動要員を任命するものとする。

2 初動要員は、病気、転居等の理由により初動要員として活動することが困難となったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 市長は、初動要員がその任務の遂行が困難であると認めるときは、これを免ずるものとする。

（初動隊の業務）

第 6 条 初動隊は、被害状況に応じ必要な初動業務を行うものとし、その内容は、おおむね次に掲げるとおりとする。

（1）災害対策本部（災害対策本部の設置前は、初動隊の統括者とする。以下この条において同じ。）との通信連絡に関すること。

（2）避難所周辺の被害状況の把握及び当該状況の災害対策本部への報告に関すること。

（3）避難所施設の開放措置に関すること。

（4）避難住民の受入準備に関すること。

（5）備蓄物資保管場所等の確認に関すること。

（6）避難住民との協力体制の確立準備に関すること。

（7）避難所の運営管理に関すること。

（初動要員の責務）

第 7 条 初動要員は、次に掲げる場合においては、速やかに参集場所に出動しなければならない。

（1）多摩北部地域において震度 6 弱以上の地震が発生したとき。

（2）前号に掲げるもののほか、市長から出動の要請があったとき。

2 初動要員は、参集場所への出動途上においては、周辺の被害状況の把握に努めなければならない。

3 初動要員は、特別の事情により参集場所に出動できないときは、速やかに隊長に連絡しなければならない。

（災害対策本部への引継ぎ及び解散）

第 8 条 初動隊は、災害対策本部が設置され、その態勢が整ったときは、初動隊の業務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

2 隊長は、前項の規定による引継ぎが完了したときは、初動隊を解散するものとする。

3 初動要員は、初動隊が解散されたときは、速やかに自らが所属する班へ復帰しなければならない。

第 9 条 市長は、前条第 2 項に規定する場合のほか、災害の状況により初動隊による初動業務の必要がなくなったと認めるときは、初動隊の解散を命ずるものとする。

2 隊長は、前項の規定により解散を命じられたときは、避難所を閉鎖し、初動隊を解散するものとする。

3 隊長は、避難所の閉鎖までに係る初動隊の活動状況について、統括者に報告するものとする。

（訓練）

第 10 条 初動要員は、災害発生時に備え、市の行う訓練等に積極的に参加し、自己の分担業務を習得するよう努めなければならない。

2 初動要員として任命された職員の所属長は、当該職員の前項に規定する訓練等への参加について、必要な配慮をし

なければならない。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

[中略]

附 則 (平成27年6月23日訓令(甲)第15号)

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表 (第2条関係)

名称	配置(参集)場所
一小初動隊	武蔵村山市立第一小学校
二小初動隊	武蔵村山市立第二小学校
三小初動隊	武蔵村山市立第三小学校
八小初動隊	武蔵村山市立第八小学校
九小初動隊	武蔵村山市立第九小学校
十小初動隊	武蔵村山市立第十小学校
雷塚小初動隊	武蔵村山市立雷塚小学校
村山学園初動隊	武蔵村山市立小中一貫校村山学園
大南学園七小初動隊	武蔵村山市立小中一貫校大南学園第七小学校
大南学園四中初動隊	武蔵村山市立小中一貫校大南学園第四中学校
一中初動隊	武蔵村山市立第一中学校
三中初動隊	武蔵村山市立第三中学校
五中初動隊	武蔵村山市立第五中学校

資料 15 武蔵村山市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成要綱

平成 24 年 8 月 17 日訓令（乙）第 141 号

（目的）

第 1 条 この要綱は、地震発生時において市内の特定緊急輸送道路に係る沿道建築物（以下「沿道建築物」という。）の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、沿道建築物の補強設計、建替設計、耐震改修、建替え及び除却（以下「耐震化等」という。）に係る費用を助成することにより、当該沿道建築物の耐震化を促進し、もって災害に強いまちづくりを実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日付国官会第 2317 号）附属第 I 編イー16ー(12)住宅・建築物安全ストック形成事業及び東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成 23 年東京都条例第 36 号。以下「耐震化推進条例」という。）に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- （1）補強設計 耐震診断に基づく建築物の補強工事の設計をいう。
- （2）建替設計 建替え（現に存する建築物を除却し、その敷地に新たに建築物を建築することをいう。以下同じ。）において、新たに建築物を建築するための設計をいう。
- （3）耐震化指針 耐震化推進条例第 6 条第 1 項に規定する耐震化指針をいう。
- （4）特定緊急輸送道路 耐震化推進条例第 7 条第 1 項に規定する特定緊急輸送道路をいう。
- （5）特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 この要綱の規定により行われる沿道建築物の耐震化等に関する事業をいう。
- （6）分譲マンション 二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。）第 2 条第 2 項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第 2 条第 3 項に規定する専有部分をいう。）がある共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものを含む。）をいう。
- （7）占有者 沿道建築物の所有者（区分所有者を含む。）との間に締結された賃貸借契約に基づき、6 か月以上継続して当該沿道建築物に存する者をいう。

（助成対象事業）

第 3 条 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる建築物の補強設計及び建替設計は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- （1）沿道建築物（国又は地方公共団体の所有するもの及びその他市長が定めるものを除く。）を対象とする事業であること。
 - （2）建築物の敷地が特定緊急輸送道路に接するものであること。
 - （3）耐震化指針に適合する事業であること（建替設計を除く。）。
 - （4）助成対象事業費について社会資本整備総合交付金交付要綱に基づく補助を受ける事業であり、かつ、他の補助金等（武蔵村山市が交付する補助金等を除く。）の交付を受ける事業でないこと。
 - （5）補強設計及び建替設計は、耐震化推進条例第 10 条第 1 項に掲げる者のうちいずれかの者が行うものであること。
 - （6）補強設計は、原則として、当該補強設計の計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に基づき国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月 25 日付国土交通省告示第 184 号）別添の指針に適合する水準にあるか否かについて東京都と協定を締結した認定機関の評定を受けたものであること。ただし、木造建築物については、この限りではない。
 - （7）補強設計は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び関係法令に照らし重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時に行うものであること。
 - （8）補強設計は、耐震診断の結果、 I_s （構造耐震指標をいう。以下同じ。）の値が 0.6 未満相当若しくは I_w （木造建築物における構造耐震指標をいう。以下同じ。）の値が 1.0 未満相当である建築物又は倒壊の危険性があると判断された建築物に係る設計であること。
 - （9）建替設計は、建築基準法及び関係法令に適合する内容のものであること。
 - （10）建替設計は、耐震診断の結果、 I_s の値が 0.3 未満相当である建築物又は倒壊の危険性が高いと判断された建築物に係る設計であること。
 - （11）建替設計は、着手が現に存する建築物の建替工事の着手前であり、かつ、完了が当該建替工事に係る新築工事前であること。
- 2 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業の対象となる耐震改修、建替え及び除却は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 前項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。
- (3) 耐震診断の結果、 I_s の値が0.6未満相当若しくは I_w の値が1.0未満相当であること又は倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- (4) 耐震改修後の I_s の値が0.6相当以上若しくは I_w の値が1.0相当以上となるよう計画された事業であること又は令和8年3月31日までに I_s の値が0.6相当以上若しくは I_w の値が1.0相当以上となる耐震改修を実施する計画の一部を実施する事業であること。
- (5) 耐震改修は、原則として、当該耐震改修の計画について前項第6号の評定を取得して行うものであること。
- (6) 耐震改修は、建築基準法及び関係法令に照らし重大な不都合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。

(助成)

第4条 市長は、沿道建築物の所有者が特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業を行う場合には、予算の範囲内において当該事業に要する次の各号に掲げる費用の全部又は一部を助成することができる。ただし、既に本要綱の規定により助成金の交付を受けた部分は、助成の対象としない。

- (1) 補強設計に要する費用（次号に掲げる費用の助成を受けて建替設計を行った建築物を除く。）
- (2) 建替設計に要する費用（前号に掲げる費用の助成を受けて補強設計を行った建築物を除く。）
- (3) 耐震改修に要する費用
- (4) 建替えに要する費用（前号に掲げる費用の助成を受けて耐震改修を行った建築物及び次号に掲げる費用の助成を受けて除却を行った建築物を除く。）
- (5) 除却に要する費用（第3号に掲げる費用の助成を受けて耐震改修を行った建築物を除く。）

(助成対象者)

第5条 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者は、沿道建築物の所有者とする。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 分譲マンション 当該建築物の管理組合又は区分所有者の代表者
- (2) 共同で所有する建築物 共有者全員によって合意された代表者

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、別表第1に定める額を限度とする。ただし、耐震改修、建替え又は除却を行う場合であって、これらを行う沿道建築物に占有者があるときは、当該額（当該額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）に別表第2に定める額を加算した額を限度とする。

- 2 前項で算定した助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
- 3 助成金の交付額の総額は、予算で定める額を限度とする。

(全体設計の承認申請及び承認)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「助成希望者」という。）は、耐震化等が複数の年度にわたる場合には、助成金の交付を申請する前に、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業全体設計承認申請書（第1号様式）に別表第3に定める書類を添えて、耐震化等に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等、全体設計の承認について市長に申請しなければならない。なお、当該事業費の総額を変更する場合も同様とする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認することに決定したときは特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業全体設計承認書（第2号様式）により、申請者に通知しなければならない。

(事前相談)

第8条 助成希望者は、助成金の交付を申請する前に市長に事前相談しなければならない。

- 2 前項の事前相談後、助成希望者は、助成金交付申請の技術的な内容について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第3項に定める所管行政庁に相談しなければならない。

(助成金交付申請)

第9条 助成希望者は、耐震化等に係る契約を締結する前に、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付申請書（第3号様式）に別表第3に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 助成希望者は、前項の規定による申請に際し、交付を受けようとする助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象事業費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(助成金交付決定)

- 第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成することに決定したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査の結果、助成しないことに決定したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金不交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。
- （権利譲渡の禁止）
- 第11条 前条第1項の規定による決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- （耐震化等の実施）
- 第12条 助成決定者は、第10条第1項による通知を受けたときは、速やかに耐震化等に係る契約を締結し、耐震化等に着手するとともに、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業着手届出書（第6号様式）に別表第3に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- （助成対象事業内容の変更）
- 第13条 助成決定者は、助成金の額に変更が生じない範囲で、次の各号に掲げる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業内容変更届出書（第7号様式）に別表第3に定める書類を添えて、市長に届け出なければならない。
- （1）助成の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更
- （2）事業工程の大幅な変更
- （3）その他の申請内容の大幅な変更
- 2 助成決定者は、助成金の額に変更が生じる助成対象事業の内容を変更しようとするときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金変更交付申請書（第8号様式）に別表第3に定める書類を添えて、市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金変更交付承認書（第9号様式）により助成決定者に通知するものとする。
- （耐震化等の取りやめ）
- 第14条 助成決定者は、やむを得ない事情により耐震化等を取りやめるときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業取りやめ届出書（第10号様式）（以下「取りやめ届出書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定による取りやめ届出書の提出があったときは、耐震化等に係る助成金の交付決定は、なかったものとみなす。
- （完了届）
- 第15条 助成決定者は耐震化等を完了したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業完了届出書（第11号様式）（以下「完了届出書」という。）に別表第3に定める書類（その写しを含む。）を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 助成決定者は、耐震化等の完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入税額控除報告書（第12号様式）に別表第3に定める書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長が当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、助成決定者は、これを納付しなければならない。
- （助成金の額の確定）
- 第16条 市長は、前条第1項の完了届出書を確認したときは、交付すべき助成金の額を確定し、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金額確定通知書（第13号様式）により、助成決定者に通知するものとする。
- （照会）
- 第17条 市長は、第10条第1項、第13条第3項及び第16条の規定による申請等の審査等に当たり、第8条第2項の所管行政庁に技術的な内容について意見の照会を行うものとする。
- （助成金の交付請求）
- 第18条 第16条の規定による通知を受けた者（以下「助成確定者」という。）は、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付請求書（第14号様式）に別表第3に定める書類を添えて、市長に請求するものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、助成金の交付請求等の手続は、武蔵村山市会計事務規則（昭和52年武蔵村山市規則第52号）に定めるところによる。
- （助成金の交付）
- 第19条 市長は前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成確定者に助成金を交付するものとする。
- （決定の取消し）
- 第20条 市長は、助成決定者（助成確定者を含む。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、

助成金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により助成の決定を受けたとき。
- (2) この要綱及び法令に基づく市長の命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により助成金交付決定を取り消したときは、特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金交付決定取消通知書（第15号様式）により助成決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第21条 市長は、前条の規定により助成金交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第22条 助成確定者が特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業により取得し、又は効用を増加した財産を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、助成金の交付の目的、額又は当該財産の耐用年数を勘案し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を準用した期間を経過した場合は、この限りでない。

追加〔令和元年訓令（乙）42号〕

（委任）

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

〔中略〕

附 則（令和3年6月14日訓令（乙）第119号）

この要綱は、令和3年6月14日から施行する。

別表第1（第6条関係）〔略〕

別表第2（第6条関係）〔略〕

第1号様式（第7条関係）〔略〕

第2号様式（第7条関係）〔略〕

第3号様式（第9条関係）〔略〕

第4号様式（第10条関係）〔略〕

第6号様式（第12条関係）〔略〕

第7号様式（第13条関係）〔略〕

第8号様式（第13条関係）〔略〕

第9号様式（第13条関係）〔略〕

第10号様式（第14条関係）〔略〕

第11号様式（第15条関係）〔略〕

第12号様式（第15条関係）〔略〕

第13号様式（第16条関係）〔略〕

第14号様式（第18条関係）〔略〕

第15号様式（第20条関係）〔略〕

資料 16 米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等に関する緊急措置要綱

米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議規約に基づき、緊急措置要綱を次のとおり定める。

(趣旨)

第1条 この要綱は、米軍又は自衛隊の航空事故等が発生した場合における緊急連絡及び被災者に対する救援活動等の応急措置活動について必要な事項を定めるものとする。

(連絡者の設置及びその任務)

第2条 各関係機関に別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に定める連絡者及び副連絡者（以下「連絡者等という。」）を置き、事故の通報、救援活動等の連絡に当てるものとする。

2 連絡者等は、米軍又は自衛隊の航空事故等を知ったときは、別表2「航空事故通報経路図」により、他の関係機関の連絡者に直ちに通報するものとする。

3 各関係機関は、別表1「航空事故緊急連絡者職名表」に変更があった場合は直ちに北関東防衛局へ通知し、北関東防衛局は他の機関へ通知するものとする。

(緊急連絡通報の内容)

第3条 前条の規定による通報は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数及び積載燃料量、爆発物等の危険物積載の有無
- (4) その他必要事項

(現地連絡所等の設置)

第4条 航空事故等が発生した場合、関係機関が事故の規模、態様により現地連絡所等を設置したときは、相互に緊密な連絡に努めるものとする。

2 米軍機事故の場合は北関東防衛局が、自衛隊機の場合は自衛隊が設置する現地連絡所にあつては、事故に関する情報交換及び被災救援に関する連絡等の円滑化に努めるものとする。

この場合において、他の関係機関は可能な限り、これに協力するものとする。

(救急及び救援活動)

第5条 航空事故による災害発生に伴う関係機関の救急及び救援活動の分担並びに協力については、米軍機事故及び自衛隊機事故のそれぞれについて、別表3「被災者救援活動分担表」に掲げるとおりとする。

(被災者救援の優先)

第6条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ被災者の救急及び救援に努めるものとする。

(被害調査の協力)

第7条 関係機関が被害調査を行うに当たっては、現場活動に支障のない限りにおいて相互に協力するものとする。

(要綱の改正)

第8条 この要綱を改正する場合は、連絡会議規約第5条に定める会議において検討し改正するものとする。

[中略]

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表1 [略]

別表2 [略]

別表3 [略]

資料17 武蔵村山市との協定締結事業所等一覧

令和4年3月現在

番号	協 定 名	協 定 先	締 結 日
1	武蔵村山市・瑞穂町消防相互応援協定	瑞穂町	昭和40年12月1日
2	災害時の医療救護活動についての協定	社団法人武蔵村山市医師会	昭和54年12月21日
3	相互応援協定	立川市・昭島市・国立市・東大和市	昭和40年9月10日
4	東京都防災行政無線端末機器の設置等に関する協定	東京都	平成3年1月16日
5	給水施設の維持管理及び運用に関する協定	東京都	平成6年8月5日
6	災害時における応急対策活動に関する協定	武蔵村山市建設業協会	平成7年10月20日
7	震災時等の相互応援に関する協定	東京都26市3町1村	平成8年3月1日
8	災害時における応急用米穀の供給に関する協定	武蔵村山市米穀小売商組合	平成8年10月1日
9	災害時における生鮮農産物の優先供給に関する協定	武蔵村山市農業生産組合	平成9年10月1日
10	武蔵村山市と栄村との災害時における相互応援に関する協定	長野県栄村	平成9年10月27日
11	災害時における協力に関する協定	郵便事業株式会社 武蔵村山支店	平成9年12月1日
12	災害時における燃料の供給に関する協定	社団法人東京都エルピーガス協会北多摩西部支部 武蔵村山部会	平成10年7月1日
13	災害時における二次避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人村山福祉会	平成10年8月1日
14	災害時における二次避難所の開設等に関する協定	社会福祉法人武蔵村山正徳会	平成10年8月1日
15	災害時における避難所施設利用に関する協定	東京都立村山養護学校	平成12年1月17日
16	災害時の避難場所相互利用に関する協定	立川市	平成12年3月1日
17	災害時における相互応援に関する協定	埼玉県桶川市	平成12年11月3日
18	火災被災者への宿泊施設の提供に関する協定	株式会社純和ホテルズ	平成16年4月1日
19	消防団員等に対する消防団員参集指令システムの設置及び管理運用に関する協定	東大和市・北多摩西部消防署	平成23年3月10日
20	災害時における応急救護活動に関する協定	東京都柔道整復師会北多摩支部 武蔵村山地区	平成17年4月1日
21	災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ダイエー	平成17年6月6日
22	災害時における応急用食糧品及び日用品等の供給に関する協定	株式会社いなげや	平成17年7月20日
23	災害時の歯科医療救護活動についての協定	社団法人東京都武蔵村山市歯科医師会	平成17年11月18日
24	災害時における応急活動協力に関する協定	イオンモール株式会社SCサポート部	平成18年9月28日

番号	協 定 名	協 定 先	締 結 日
25	災害時におけるレンタル資器材等の提供に関する協定	(株)レンタルのニッケン西東京営業所	平成 19 年 3 月 26 日
26	災害時におけるレンタル資器材等の提供に関する協定	(株)アクティオ立川営業所	平成 19 年 3 月 26 日
27	災害時における物資の供給に関する協定	森永乳業株式会社東京多摩工場	平成 20 年 2 月 5 日
28	災害時における理容サービスの提供に関する協定	東京都理容生活衛生同業組合・立川支部	平成 20 年 2 月 25 日
29	災害時の医療救護活動等についての協定	武蔵村山市薬剤師会	平成 20 年 3 月 21 日
30	災害時におけるレンタル資器材等の提供に関する協定	東京レンタル株式会社多摩営業所	平成 20 年 11 月 1 日
31	災害時等における物資の供給に関する協定	株式会社ジョイフル本田 HC 瑞穂店	平成 21 年 11 月 18 日
32	武蔵村山市地域防災無線局設置等に関する協定	警視庁東大和警察署他 33 団体	平成 22 年 3 月 1 日
33	災害時等における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成 22 年 3 月 1 日
34	災害時等における災害防災情報放送に関する協定	エフエムラジオ立川株式会社	平成 23 年 8 月 1 日
35	災害時等における物資の供給に関する協定	イオンリテール株式会社ジャスコむさし村山店	平成 23 年 8 月 1 日
36	災害時等における燃料の供給に関する協定	J X 日鉱日石エネルギー株式会社代理店 武蔵村山市役所前 S S 波多野石油	平成 24 年 2 月 13 日
37	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成 24 年 2 月 15 日
38	災害時等における避難所施設利用に関する協定	東京都立武蔵村山高等学校	平成 24 年 8 月 7 日
39	避難標識設置に関する協定	NPO法人 都市環境標識協会株式会社 トーコン	平成 24 年 9 月 28 日
40	災害時等における応急対策活動に関する協定	全国建設労働組合総連合東京土建一般労働組合村山大和支部	平成 25 年 1 月 21 日
41	災害時等における避難所施設利用に関する協定	東京都立村山特別支援学校	平成 25 年 1 月 31 日
42	災害時等における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	社会福祉法人あすはの会障害者支援施設福生第二学園	平成 25 年 2 月 28 日
43	災害時におけるボランティア支援活動に関する協定	武蔵村山市社会福祉協議会 特定非営利活動法人むさしむらやま子ども劇場	平成 26 年 12 月 16 日
44	広告付避難場所等案内電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング (株) 多摩総支社	平成 27 年 8 月 1 日
45	災害時等における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	医療法人財団立川中央病院 介護老人保険施設アルカディア	平成 27 年 12 月 1 日
46	災害時等における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	社会福祉法人恭篤会 特別養護老人ホームむさし村山苑	平成 27 年 12 月 4 日
47	災害時における動物救護活動に関する協定	公益社団法人東京都獣医師会多摩西支部	平成 28 年 1 月 7 日
48	災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコム多摩	平成 28 年 2 月 1 日

番号	協 定 名	協 定 先	締 結 日
49	災害時における被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部	平成 28 年 2 月 2 日
50	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	アルフレッサ株式会社 青梅支店	平成 28 年 2 月 9 日
51	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	酒井薬品株式会社 小平第一営業所	平成 28 年 2 月 9 日
52	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	株式会社スズケン 福生支店	平成 28 年 2 月 9 日
53	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	東邦薬品株式会社 羽村営業所	平成 28 年 2 月 9 日
54	災害時における医薬品等の調達業務に関する協定	株式会社メディセオ 国立支店	平成 28 年 2 月 9 日
55	災害時等における応急給食等業務の協力に関する協定	ハーベストネクスト株式会社	平成 28 年 3 月 2 日
56	災害時等における農地の使用に関する協定	東京みどり農業協同組合	平成 29 年 7 月 11 日
57	災害時等における避難所施設利用に関する協定	東京都立上水高等学校	平成 29 年 10 月 10 日
58	災害時における無人航空機を活用した支援活動等に関する協定	クライシスマッパーズ・ジャパン	平成 30 年 4 月 25 日
59	災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定	武蔵村山市清掃事業協同組合	平成 30 年 4 月 27 日
60	行政告知放送の再送信に関する協定	株式会社ジェイコム多摩	平成 30 年 8 月 17 日
61	災害時等における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定	社会福祉法人 あいの樹	平成 30 年 9 月 27 日
62	多摩地域における下水道管路施設の災害時復旧支援に関する協定	東京都下水道局、多摩地域 30 市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、下水道メンテナンス協同組合	平成 30 年 10 月 29 日
63	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成 31 年 4 月 1 日
64	災害時における緊急輸送に関する協定	村山運送株式会社	令和 2 年 1 月 31 日
65	災害時の避難所等相互利用に関する協定	東大和市	令和 2 年 2 月 20 日
66	災害時における物資の供給に関する協定書	大和紙器株式会社	令和 2 年 4 月 1 日
67	災害時における緊急搬送に関する協定	社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会	令和 2 年 5 月 1 日
68	災害時における相互連携に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社立川支社	令和 2 年 9 月 16 日
69	災害時における給電車両貸与に関する協定	トヨタモビリティ東京株式会社	令和 2 年 12 月 21 日
70	多摩地域における災害時の下水道施設に係る技術支援協力に関する協定	東京都下水道局、多摩地域 30 市町村、公益財団法人東京都都市づくり公社、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会関東支部	令和 3 年 3 月 19 日
71	災害時における被災者支援に関する協定	東京都行政書士会立川支部	令和 3 年 10 月 29 日
72	災害時における福祉避難所の開設等に関する協定	合同会社 Walk	令和 3 年 11 月 1 日

資料18 都市公園一覧

令和4年3月現在

	公園名	所在地(代表)	面積(m ²)	開園年月
1	山王森公園	三ツ藤3-27	5,862.35	昭和46年 6月
2	雷塚公園	学園4-4	22,851.28	昭和43年 6月
3	オカネ塚公園	緑が丘1619	9,624.29	昭和46年 6月
4	大南公園	緑が丘2542	54,900.92	昭和46年 6月
5	十二所神社公園	三ツ木5-12-5	501.57	昭和46年 6月
6	野山公園	本町5-11-1	699.18	昭和47年 6月
7	向山公園	神明2-80-2	1,498.21	昭和49年 6月
8	伊奈平公園	伊奈平5-84	2,747.27	昭和52年 4月
9	野山北公園	本町5-31-1	18,101.76	昭和52年 7月
10	経塚向公園	中原2-50-16	2,500.00	昭和59年 4月
11	中原公園	中原2-21-4	4,000.01	昭和59年 4月
12	三本榎史跡公園	学園1-2-3 榎3-5-3	1,053.98	昭和56年10月
13	大南東公園	大南5-2-4	2,902.45	昭和63年 4月
14	三ツ藤南公園	三ツ藤1-77-1	2,122.05	平成 2年12月
15	総合運動公園	岸3-45-6	69,611.26	平成 8年 1月
16	プリンスの丘公園	榎1-1-12	9,925.08	平成17年 5月
17	さいかち公園	学園4-5-2	9,523.09	平成18年 3月
18	西大南樹林公園	大南1-105-1	1,811.00	平成20年 9月
	合 計		220,235.76	

資料19 都市計画道路一覧

令和4年3月現在

名 称		幅 員	計画決定延長	備 考
番 号	路線名			
3・2・4	新青梅街道線	30m	4,619m	
3・4・9	八王子村山線	18m 16m	2,630m	
3・4・17	桜街道線	20m 12m	2,680m	
3・4・39	武蔵砂川駅榎線	16m 12m	2,772m	
3・4・40	松中残堀線	16m	2,860m	
3・5・19	武蔵村山瑞穂線	12m	3,390m	
3・5・20	東大和武蔵村山線	12m	4,077m	
3・5・36	オカネ塚線	16m	820m	
3・5・37	中砂新道線	12m	530m	
3・5・41	薬師通り線	12m	1,380m	
7・4・2	榎本町線	18m 16m	340m	
7・5・3	榎東西線	14m	620m	
全12路線	合 計		26,718m	

資料 20 主要市道一覧

令和4年3月現在

号 線	名 称 (通 称)	主 要 な 経 由 地	主 な 幅 員
主要市道第1号線	江 戸 街 道	学園五丁目～大南五丁目	12m、16m
主要市道第2号線	江 戸 街 道	榎一丁目～中原三丁目	12m
主要市道第3号線	平 和 通 り	残堀四丁目～伊奈平四丁目	12m
主要市道第4号線	伊 奈 平 南 通 り	伊奈平二丁目～伊奈平四丁目	10m
主要市道第6号線	団 地 東 通 り	緑が丘地内	16m
主要市道第7号線	団 地 西 通 り	緑が丘地内～大南三丁目	10m、16m、18m
主要市道第8号線	中砂新道・学南通り	中央二丁目～大南一丁目	10m、12m
主要市道第9号線	薬 師 通 り	三ツ木四丁目～中原一丁目	12m
主要市道第10号線	学 園 通 り	学園三丁目～学園四丁目	11m
主要市道第11号線	大 曲 新 道	神明二丁目～神明三丁目	12m
主要市道第12号線	伊 奈 平 中 央 通 り	伊奈平一丁目～伊奈平一丁目	10m、12.5m
主要市道第14号線		三ツ藤二丁目～三ツ藤一丁目	10.5m
主要市道第15号線	市 役 所 南 通 り	本 町 一 丁 目 地 内	11m
主要市道第16号線	富 士 見 通 り	岸一丁目～中原二丁目	10m
主要市道第17号線		三ツ木三丁目～岸二丁目	12m
主要市道第25号線		伊奈平四丁目地内	16m
主要市道第30号線		中原二丁目～中原三丁目	12m
主要市道第32号線		中 原 二 丁 目 地 内	10m
主要市道第35号線		大 南 一 丁 目 地 内	10m
主要市道第60号線		大南四丁目～大南五丁目	10.5m
主要市道第88号線		中原一丁目～残堀五丁目	10m
主要市道第93号線		本町二丁目～三ツ藤二丁目	10m、16m
主要市道第94号線		榎一丁目～中原三丁目	20m
主要市道第95号線		榎一丁目地内	20m
主要市道第96号線		榎二丁目～榎一丁目	20m、28m
主要市道第97号線		榎一丁目～榎二丁目	12m
主要市道第98号線		榎一丁目地内	20m
主要市道第99号線		学園二丁目～学園三丁目	11m、12m
主要市道第100号線		榎一丁目地内	20m
主要市道第101号線		榎一丁目地内	20m

※ 幅員10m以上かつ幅員10m以上部分の延長が100m以上のもの。

資料21 主要橋梁一覧

令和4年3月現在

番号	河川名	橋梁名	路線名	所在地(右岸)	架設年度	橋長	備考
1	残堀川	柳橋	主要市道第30号線	岸一丁目 30 翻氈	H 元	17. 70m	市管理橋
2	〃	青岸橋	主要地方道第5号線	中原二丁目 2 翻氈	S 45	20. 25m	都管理橋
3	〃	富士見橋	主要市道第16号線	中原二丁目 7 翻氈	H 元	21. 67m	市管理橋
4	〃	八ヶ下橋	一般市道D第5号線	中原一丁目 7 翻氈	S 63	17. 80m	市管理橋
5	〃	フジ塚大橋	主要市道第9号線	中原一丁目 8 翻氈	S 48	18. 56m	市管理橋
6	〃	堀川橋	自転車道	残堀五丁目 114 翻氈	S 63	25. 55m	市管理橋
7	〃	富士塚橋	主要市道第43号線	残堀五丁目 111 翻氈	S 63	18. 66m	市管理橋
8	〃	御嶽橋	主要市道64号線	残堀五丁目 51 翻氈	S 63	17. 77m	市管理橋
9	〃	新残堀橋	一般道第162号線	残堀五丁目 1 翻氈	H 元	20. 40m	都管理橋
10	〃	見晴橋	主要市道第14号線	三ツ藤一丁目 114 翻氈	S 63	21. 10m	市管理橋
11	〃	三ツ藤橋	主要市道第2号線	三ツ藤一丁目 118 翻氈	S 62	27. 63m	市管理橋
12	〃	上砂橋	主要市道第56号線	伊奈平一丁目 9 翻氈	S 62	19. 54m	市管理橋
13	〃	伊奈平橋	主要地方第59号線	伊奈平一丁目 29 翻氈	S 60	19. 16m	都管理橋
14	〃	すずかけ橋	歩行者・自転車道	伊奈平二丁目 100 翻氈	H 5	21. 50m	市管理橋
15	〃	中砂大橋	主要市道第100号線	榎一丁目 31 翻氈	H 18	18. 00m	市管理橋
16	空堀川	新薬師橋	主要地方道第5号線	中央三丁目 32 翻氈	S 7	6. 50m	都管理橋
17	〃	新砂の橋	一般市道A第12号線	神明三丁目 88 翻氈	S 61	23. 45m	市管理橋
18	〃	下砂橋	一般市道A第67号線	神明三丁目 100 翻氈	S 61	17. 70m	市管理橋
19	〃	くわのみ橋	歩行者・自転車道	中央二丁目 67 翻氈	H 8	16. 60m	市管理橋
20	〃	新原山橋	一般市道A第43号線	中央二丁目 79 翻氈	H 8	15. 90m	市管理橋
21	〃	御伊勢橋	一般市道A第39号線	中央二丁目 88 翻氈	H 11	17. 10m	市管理橋
22	〃	空堀橋	主要地方第61号線	中央二丁目 61 翻氈	H 12	16. 30m	市管理橋
23	〃	神明橋	主要市道第20号線	神明三丁目 105 翻氈	R 2	19. 40m	市管理橋
24	横丁川	美所橋	主要市道第23号線	三ツ藤三丁目 10 翻氈	S 47	5. 58m	市管理橋
25	〃	山王森橋	自転車道	三ツ藤三丁目 22 翻氈	S 54	5. 80m	市管理橋

※ 橋長5m以上のもの。

資料 22 土砂災害警戒区域一覧

令和4年3月現在

(1) 急傾斜地の崩壊

箇所番号	箇所名	所在地	告示番号	告示年月日	特別警戒区域の有無
223001-K001		武蔵村山市岸二丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	
223001-K002		武蔵村山市岸二丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	
223001-K003		武蔵村山市岸二丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K004		武蔵村山市岸二丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K005		武蔵村山市岸二丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K006		武蔵村山市岸三丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K007		武蔵村山市岸五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K008		武蔵村山市三ツ木四丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K009		武蔵村山市三ツ木三丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K010		武蔵村山市三ツ木三丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K011		武蔵村山市三ツ木三丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K012		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K013		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K014		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K015		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K016		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K017		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K018		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K019		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K020		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K021		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K022		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K023		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K024		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K025		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K026		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K027		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K028		武蔵村山市本町三丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K029		武蔵村山市本町三丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K030		武蔵村山市本町三丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K031		武蔵村山市本町三丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K032		武蔵村山市本町三丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	
223001-K033		武蔵村山市本町三丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K034		武蔵村山市本町三丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K035		武蔵村山市本町五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K036		武蔵村山市本町五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-K037		武蔵村山市本町五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○

箇所番号	箇所名	所在地	告示番号	告示年月日	特別警戒 区域の有無
223001-K038		武蔵村山市本町五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K039		武蔵村山市本町五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K040		武蔵村山市本町五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K041		武蔵村山市本町五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K042		武蔵村山市本町六丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K043		武蔵村山市本町六丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K044		武蔵村山市本町六丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K045		武蔵村山市本町四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K046		武蔵村山市本町四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K047		武蔵村山市本町四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K048		武蔵村山市本町四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K049		武蔵村山市本町四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K050		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K051		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K052		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K053		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K054		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K055		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K056		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K057		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K058		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K059		武蔵村山市中藤二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K060		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K061		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K062		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K063		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K064		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K065		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K066		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K067		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K068		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K069		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K070		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K071		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K072		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K073		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K074		武蔵村山市中央二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K075		武蔵村山市中央二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K076		武蔵村山市中央二丁目	第366号	平成31年3月15日	○

箇所番号	箇所名	所在地	告示番号	告示年月日	特別警戒 区域の有無
223001-K077		武蔵村山市中央二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K078		武蔵村山市中央二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K079		武蔵村山市中央二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K080		武蔵村山市中央二丁目	第366号	平成31年3月15日	
223001-K081		武蔵村山市中央二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K082		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K083		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K084		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	
223001-K085		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K086		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K087		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K088		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K089		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K090		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K091		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K092		武蔵村山市中央三丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K093		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K094		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K095		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K096		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K097		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K098		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K099		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K100		武蔵村山市中央四丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K101		武蔵村山市中央五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K102		武蔵村山市中央五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K103		武蔵村山市中央五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K104		武蔵村山市中央五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K105		武蔵村山市中央五丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K106		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K107		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K108		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	
223001-K109		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	
223001-K110		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K111		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K112		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K113		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K114		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	○
223001-K115		武蔵村山市神明二丁目	第366号	平成31年3月15日	○

(2) 土石流

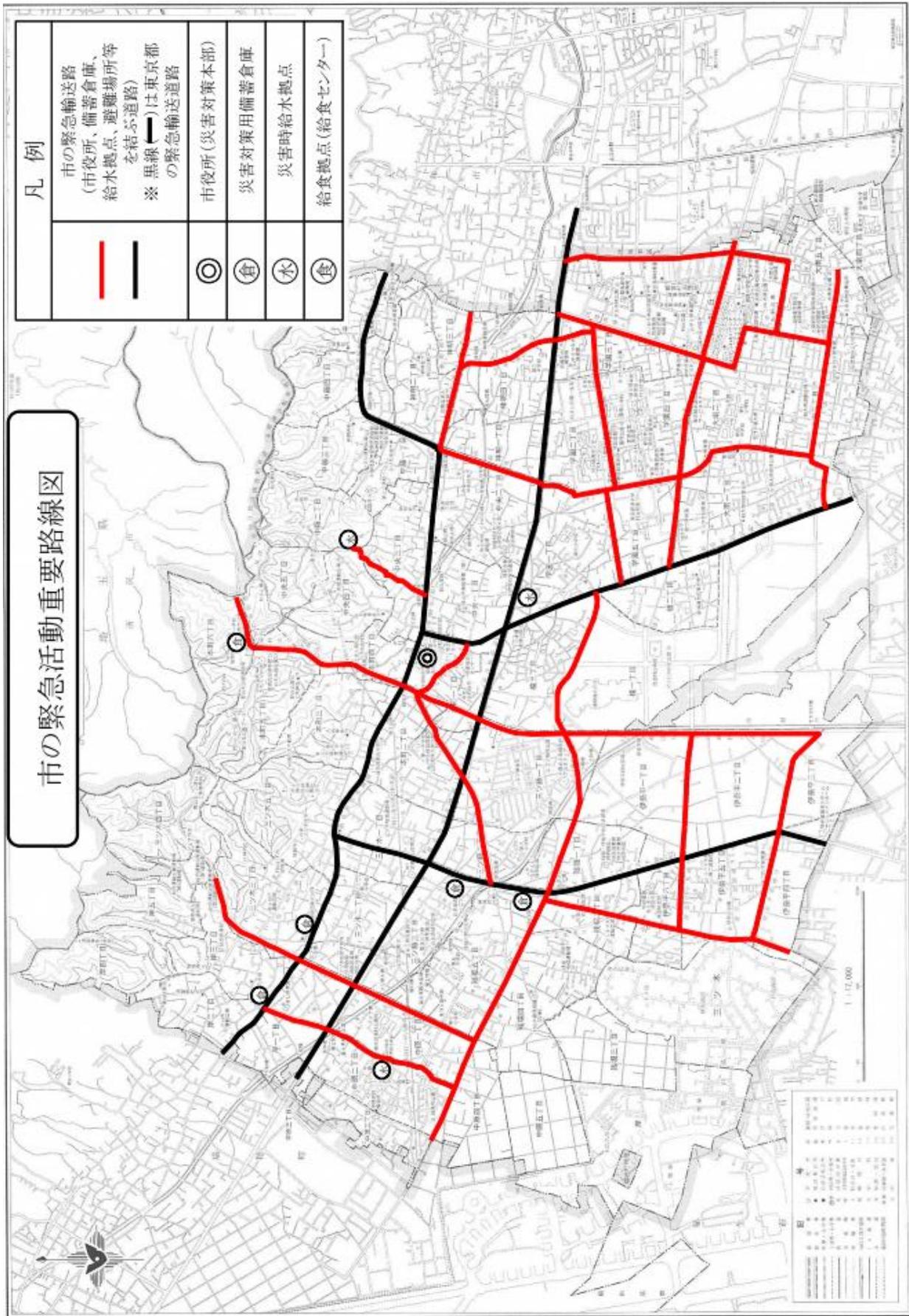
箇所番号	箇所名	所在地	告示番号	告示年月日	特別警戒 区域の有無
223001-D001		武蔵村山市岸五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	
223001-D002		武蔵村山市三ツ木五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-D003		武蔵村山市本町五丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	
223001-D004		武蔵村山市本町六丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	
223001-D005		武蔵村山市中央四丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-D006		武蔵村山市中藤二丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	
223001-D007		武蔵村山市中藤二丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-D008		武蔵村山市中藤三丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-D009		武蔵村山市中藤三丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○
223001-D010		武蔵村山市中藤四丁目	第 366 号	平成 31 年 3 月 15 日	○

資料 23 土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設一覧

令和 4 年 3 月現在

施設名称	所在地
グループホーム笑顔	中央四丁目55番地の1
たまこヒルズ	中藤二丁目28番地の1
ひなた和楽館	中央四丁目55番地の5
村山中央病院	中藤五丁目70番地

資料 24 市の緊急活動重要路線図



資料 25 指定緊急避難場所・指定避難所一覧

令和4年3月現在

	施設名	所在地	屋内 ／ 屋外	指定緊急避難場所		指定 避難所	備 考
				地震	大規模 火事		
1	市立第一小学校	本町 1-1-11	屋外	○	○	-	
			屋内	-	-	○	
2	市立第二小学校	三ツ木 2-12-2	屋外	○	○	-	
			屋内	-	-	○	
3	市立第三小学校	中藤 1-36-1	屋外	○	○	-	
			屋内	-	-	○	
4	市立小中一貫校大南学園 第七小学校	大南 2-78-1	屋外	○	○	-	
			屋内	-	-	○	
5	市立第八小学校	三ツ藤 2-50-1	屋外	○	○	-	
			屋内	-	-	○	※1
6	市立第九小学校	学園 1-85-1	屋外	○	○	-	
			屋内	-	-	○	
7	市立第十小学校	残堀 5-100-1	屋外	○	○	-	
			屋内	-	-	○	
8	市立雷塚小学校	学園 4-6-1	屋外	○	○	-	
			屋内	-	-	○	
9	市立第一中学校	本町 2-76-1	屋外	○	○	-	
			屋内	-	-	○	
10	市立第三中学校	神明 4-117-1	屋外	○	○	-	
			屋内	-	-	○	
11	市立小中一貫校大南学園 第四中学校	大南 2-79-1	屋外	○	○	-	
			屋内	-	-	○	※1
12	市立第五中学校	残堀 5-55	屋外	○	○	-	
			屋内	-	-	○	※1
13	市立小中一貫校村山学園	緑が丘 1460	屋外	○	○	-	
			屋内	-	-	○	
14	山王森公園	三ツ藤 3-27	屋外	○	○	-	
15	雷塚公園	学園 4-4	屋外	○	○	-	
16	オカネ塚公園	緑が丘 1619	屋外	○	○	-	
17	大南公園	緑が丘 2542	屋外	○	○	-	
18	伊奈平公園	伊奈平 5-84	屋外	○	○	-	
19	経塚向公園	中原 2-50-16	屋外	○	○	-	
20	中原公園	中原 2-21-4	屋外	○	○	-	
21	大南東公園	大南 5-2-4	屋外	○	○	-	
22	三ツ藤南公園	三ツ藤 1-77-1	屋外	○	○	-	
23	小山内運動広場	岸 2-13-4	屋外	○	○	-	
24	シドメ久保運動広場	残堀 2-61-1	屋外	○	○	-	
25	三ツ木地域運動場	三ツ木 1-15-2	屋外	○	○	-	
26	原山地域運動場	中央 2-85-1	屋外	○	○	-	
27	残堀・伊奈平地域運動場	残堀 4-21-1	屋外	○	○	-	
28	総合運動公園運動場（第一）	岸 3-45-6	屋外	○	○	-	
29	総合運動公園運動場（第二）	〃	屋外	○	○	-	
30	野山北公園運動場	本町 5-31-1	屋外	○	○	-	
31	カマキリ公園	緑が丘 1460	屋外	○	○	-	
32	雷塚地区会館	学園 4-4	屋内	-	-	○	

	施設名	所在地	屋内 ／ 屋外	指定緊急避難場所		指定 避難所	備 考
				地震	大規模 火事		
33	公民館さいかち分館	緑が丘 1460	屋内	-	-	○	
34	中藤地区会館	中藤 3-16	屋内	-	-	○	
35	三ツ木地区会館	三ツ木 2-39-2	屋内	-	-	○	
36	大南地区会館	大南 5-1-69	屋内	-	-	○	
37	残堀・伊奈平地区会館	残堀 1-60-3	屋内	-	-	○	
38	福祉会館	中央 2-117-1	屋内	-	-	○	
39	第二老人福祉館	残堀 2-22-1	屋内	-	-	○	
40	第三老人福祉館	本町 4-40-1	屋内	-	-	○	
41	第四老人福祉館	岸 3-47-7	屋内	-	-	○	
42	第五老人福祉館	神明 2-7	屋内	-	-	○	
43	山王森児童館	三ツ藤 3-6-10	屋内	-	-	○	
44	市民総合センター	学園 4-5-1	屋外	○	○	-	
			屋内	-	-	○	
45	総合体育館	岸 3-45-6	屋外	○	○	-	
			屋内	-	-	○	
46	総合運動公園運動場（第三）	〃	屋外	○	○	-	
47	プリンスの丘公園	榎 1-1-12	屋外	○	○	-	
48	横田児童遊園	本町 4-41-2	屋外	○	○	-	
49	緑が丘ふれあいセンター	緑が丘 1460	屋内	-	-	○	
50	新大南運動広場	大南 3-64-1	屋外	○	○	-	

注：備考欄に「※1」を付した避難所は、風水害時には開設しない。

資料 26 福祉避難所一覧

令和4年3月現在

	施設名	所在地
1	特別養護老人ホーム伊奈平苑	武蔵村山市伊奈平 6-14-2
2	サンシャインホーム	武蔵村山市伊奈平 4-10-2
3	東京都立村山特別支援学校	武蔵村山市学園 4-8
4	社会福祉法人あすはの会 福生第二学園	武蔵村山市三ツ藤 2-34-1
5	介護老人保険施設アルカディア	武蔵村山市三ツ藤 1-98-1
6	特別養護老人ホームむさし村山苑	武蔵村山市学園 2-37-5
7	介護専用型ケアハウス あいの実	武蔵村山市中原 4-3-2
8	合同会社 Walk	武蔵村山市本町 1-55-17

※上記福祉避難所は、いずれも市との協定に基づき、市からの要請等に応じて開設されるものである。

資料27 避難誘導標識設置場所一覧

令和4年3月現在

番号	設置位置	所在地	避難場所	設置年度	備考
1	薬師通り西側	岸1-10	第二小学校	昭和58年度	
2	後ヶ谷戸通り北側	三ツ木3-47	〃	昭和57年度	
3	青梅街道北側	三ツ木5-27	〃	昭和56年度	
4	薬師通り東側	残堀5-139	第十小学校	昭和58年度	
5	江戸街道北側	残堀5-129	〃	昭和57年度	
6	江戸街道南側	残堀4-10	第五中学校	〃	
7	都道182号線北側	三ツ藤1-31	第八小学校	昭和56年度	
8	江戸街道北側	残堀1-28	〃	昭和58年度	
9	市役所南通り南側	本町1-45	第一中学校	昭和57年度	
10	青梅街道南側	中央1-1	第一小学校	昭和56年度	
11	市役所南通り北側	本町1-23	〃	昭和57年度	
12	江戸街道北側	榎3-23	第九小学校	〃	
13	青梅街道下り	神明2-31	第三小学校	昭和56年度	
14	中砂新道西側	中央2-33	〃	昭和58年度	
15	大曲新道北側	神明2-14	第三中学校	昭和57年度	令和元年度建替
16	学南通り東側	学園2-37	雷塚小学校	昭和58年度	令和元年度建替
17	〃	学園4-1	〃	昭和57年度	
18	江戸街道北側	学園5-41	第四中学校	〃	
19	〃	学園4-46	第七小学校	昭和56年度	
20	団地西通り東側	緑が丘1460	雷塚小学校	〃	
21	江戸街道北側	緑が丘1460	第四小学校	〃	
22	団地東通り西側	緑が丘2542	第二中学校	昭和57年度	

資料 28 備蓄物資の保管場所及び備蓄内容

防災備蓄倉庫設置施設 及び 災害対策用備蓄倉庫等 一覧

令和4年3月現在

	名 称	所在地	主な備蓄内容	備 考
1	市立第一小学校	本町 1-1-11	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 1基
2	市立第二小学校	三ツ木 2-12-2	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 1基
3	市立第三小学校	中藤 1-36-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 1基
4	市立小中一貫校大南学園 第七小学校	大南 2-78-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 1基
5	市立第八小学校	三ツ藤 2-50-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 1基
6	市立第九小学校	学園 1-85-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 1基
7	市立第十小学校	残堀 5-100-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 1基
8	市立雷塚小学校	学園 4-6-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	
9	市立第一中学校	本町 2-76-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 1基
10	市立第三中学校	神明 4-117-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 1基
11	市立小中一貫校大南学園 第四中学校	大南 2-79-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 1基
12	市立第五中学校	残堀 5-55	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 1基
13	市立小中一貫校村山学園	緑が丘 1460	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 2基
14	プリンスの丘公園	榎 1-1-12	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 1基
15	市立総合体育館	岸 3-45-6	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 1基
16	市民総合センター	学園 4-5-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 1基
17	伊奈平公園	伊奈平 5-84	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 1基
18	新大南運動広場	大南 3-64-1	備蓄食料・飲料水、避難所用資器材等	コンテナ型倉庫 1基
19	災対用備蓄倉庫	残堀 5-8-1	東京都寄託災害救助物資	
20	三ツ藤災害対策用備蓄倉庫	三ツ藤 3-54-2	その他災害対策用資器材等	
21	三ツ木災害対策用備蓄倉庫	三ツ木 3-23-2	その他災害対策用資器材等	
22	災害対策用資材置場	岸 2-16-4 岸 3-4-6	その他災害対策用資器材等	
23	防災対策用資材センター	中原 2-25-1	その他災害対策用資器材等	
24	さいかち公園災害対策用 資材センター	学園 4-5-2	その他災害対策用資器材等	

資器材・物資の備蓄状況（令和4年3月現在）

応急対策用資器材

品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量
土のう袋	9,050袋	つるはし	29丁	掛矢	17丁	のこぎり	24丁
なた	65丁	金づち	51丁	ペンチ	31丁	バール	20丁
ロープ	11巻	木杭	40本	波形トタン	100枚	スコップ	104丁
土のうパイル	660本						

救助物資

品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量
毛布	3,790枚	寝袋	293枚	ポリバケツ	255個	給水用ポリ缶	630個
給水用ポリ袋	14,970枚	圧縮タオル	3,970枚	栄養調整食品	22,150食	保存パン	1,080食
寝具	96組	アルファ米	31,950食	クラッカー	22,400食	三角巾	7,450枚
カーペット	300枚	日用品セット	160セット	バスタオル	200枚	備蓄飲料水	11,304ℓ
トイレットペーパー	10,622個	乾燥粥	10,000食	サバイバルブランケット	1,100枚	筆談用ボード	19個
粉ミルク (アレルギー対応)	16缶	粉ミルク (スティックタイプ)	5,400本	液体ミルク	297缶	哺乳瓶	630個
紙おむつ	11,940枚	生理用ナプキン	16,445枚	安眠マット	1,350枚	災害用マット	104巻
電気ポット	56個	ゴミ袋	2,400枚	麺類	810食		

装備品

品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量
懐中電灯	20本	救急セット	355セット	災害対策本部テント(大)	2張	日赤テント(大)	20張
日赤テント(小)	29張	日本地図黒板	2枚	トランジスタメガホン	9台	発動発電機(2相用)	20台
災害多人数用救急箱	29個	防水シート(3.6m×5.4m)	1,560枚	ガソリン用携行缶	7缶	応急路上給水器	44基
災害医療7点セット	2組	LPG釜	31台	パーテーション	788張	雑巾	900枚
応急給水用水槽(1t)	25槽	担架	2台	簡易トイレ	780基	簡易トイレ用テント	540張
仮設マンホールトイレ	80基	折りたたみ寝台	43台	コードリール	25個	折りたたみリヤカー	17台
車イス用マンホールトイレ	15基	台車	25台	アルミマット	140枚	照明器具	31基
避難所用テント	107張	下振り・クランクスケール(応急検査専用)	30組	可搬型給電器	5基	LEDランタン	280個
蓄電池	43基	養生テープ	104個	USB充電器	28個	携帯ラジオ	24個

感染症対策物資

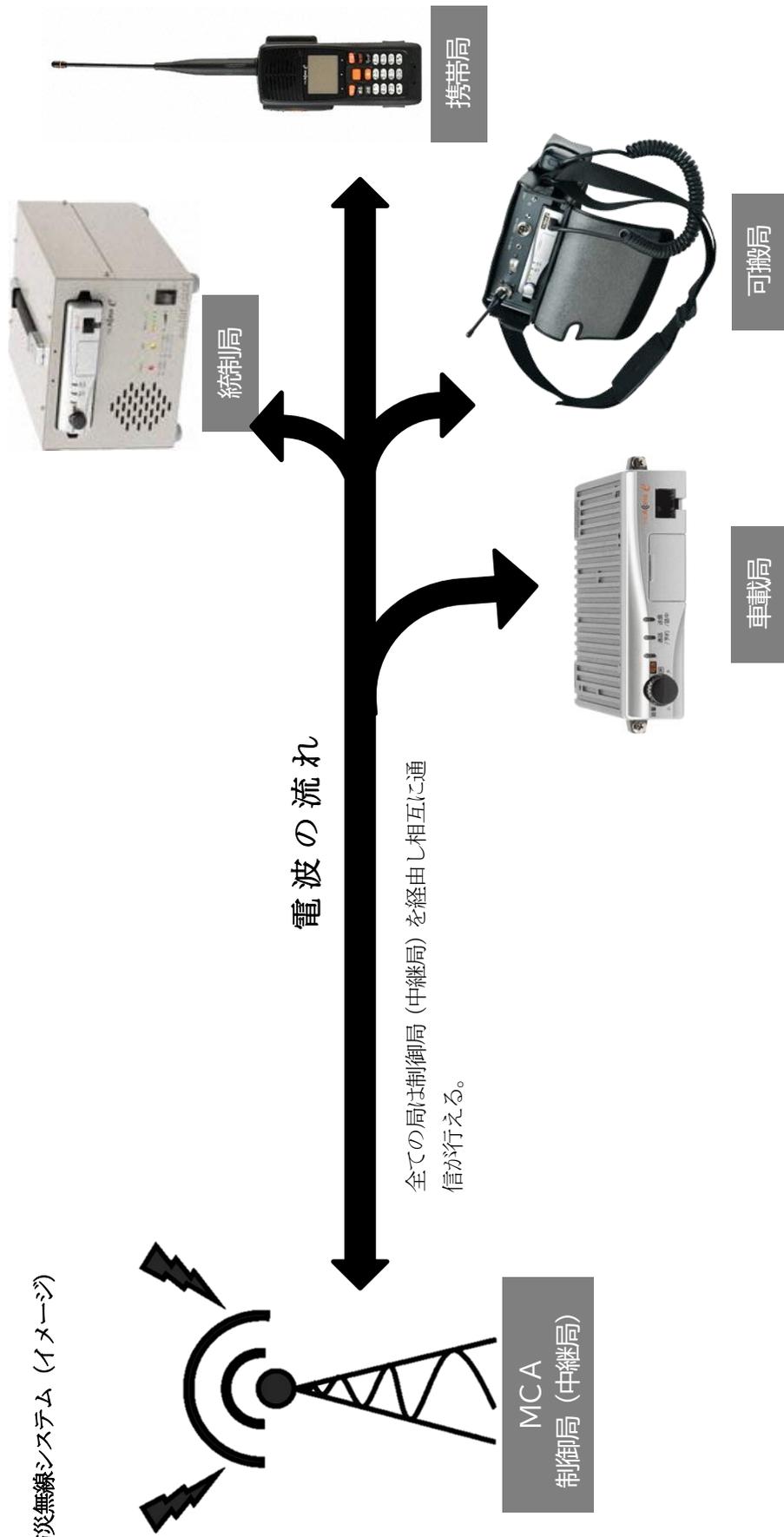
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量
非接触型温度計	30本	体温計	170本	手指消毒液	280本	足踏式消毒液スタンド	56本
除菌スプレー	168本	手洗い洗剤	168本	感染症防護マスク	300枚	感染症防護対策キット	168組
マスク	10,350枚	フェイスガード	1,294枚	使い捨てガウン	1,700枚	使い捨て手袋	11,200枚

資料 29 地域防災無線システム構成図

武蔵村山市では、地域防災無線として、デジタルMCA (mcAccess e : 800MHz 帯) を採用している。地域防災無線局は全141局整備されており、整備局の内訳は表のとおり。

内 訳		訳	バッテリー持続時間	主な設置場所	通信可能エリア
固定系	統制局				
移動系	可搬局	3局	—	防災安全課	関東全域
移動系	携帯局	49局	約9時間	避難所、協定機関	
移動系	車載局	58局	約18時間	市管理職	
移動系	車載局	31局	—	庁用車	

地域防災無線システム (イメージ)



資料 30 無料自動音声応答サービス

市では、防災情報などの重要な情報を市民の皆様にごできるだけ早く伝達するために、情報伝達手段の一つとして防災行政無線を使用しています。平成 25 年度から 26 年度にかけてシステムのデジタル化を行い、市内 59 箇所の放送設備の更新が完了しました。

しかし、放送時の気象状況や、お聞きになる環境等により、聞こえづらいことがあります。市では、そういった時に防災行政無線で放送した内容を電話で聞くことができるシステムを運用しています。

このたび、無料自動音声応答サービスの電話番号を記載したマグネットステッカーを作製しました。各ご家庭で目につく場所に貼るなど、ぜひご活用ください。

以下の電話番号におかけいただくことで、無料で防災行政無線で放送した内容（定時放送を除く最新のもの 1 件）をご確認いただけます。

無料自動音声応答サービス 0800-800-6341

無料自動音声応答サービス

防災行政無線の定時放送を除く
最新の放送を電話で確認できます。

いざという時のため、目につく場所に貼りましょう！

☎電話番号（通話料無料）

ゼロ はっぴゃく はっぴゃく むさしいち番
0800(800)6341

武蔵村山市総務部防災安全課

東京都資料 1 災害弔慰金等の支給

①都福祉保健局

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 1区市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した区市町村が3以上ある場合の災害 3 都道府県内において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体等 (1) 実施主体 区市町村 (条例) (2) 経費負担 国 1/2 都 1/4 区市町村 1/4	死亡者の配偶者 // 子 // 父母 // 孫 // 祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹(死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合
災害障害見舞金			法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円	

*上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてはこの限りではない。

②日本赤十字社東京都支部

種別	対象となる災害	支給対象者	支給内容	備考
災害救援物資	震災・風水害・火災等	全半壊・全半焼床上浸水 避難所へ1晩以上避難	毛布、緊急セット 毛布、緊急セット バスタオル 毛布、緊急セット 安眠セット	毛布・バスタオル・安眠セットは全員に、緊急セットは世帯あたり各1とする。

東京都資料2 災害援護資金等の貸付

(都福祉保健局)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金・国制度 (都福祉保健局・区市町村)	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円</p> <p>に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>(注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体 区市町村(条例)</p> <p>3 経費負担 国 2/3 都 1/3</p> <p>4 対象となる災害 京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害</p> <p>ア 家財の1/3以上の損害 150万円</p> <p>イ 住居の半壊 170万円</p> <p>ウ 住居の全壊 250万円</p> <p>エ 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合</p> <p>ア 1と2のアの重複 250万円</p> <p>イ 1と2のイの重複 270万円</p> <p>ウ 1と2のウの重複 350万円</p> <p>4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であつて、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合</p> <p>ア 2のイの場合 250万円</p> <p>イ 2のウの場合 350万円</p> <p>ウ 3のイの場合 350万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別な事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年(特別な事情がある場合5年)</p> <p>3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 年3%以内で条例で定める率(据置期間中は無利子)</p> <p>5 延滞利息 年5%</p>
災害援護資金・都制度 (都福祉保健局・区市町村)	<p>国制度と同じ</p>	<p>1 東京都災害援護資金貸付事業実施要綱</p> <p>2 実施主体 区市町村(要綱)</p> <p>3 経費負担 都 10/10</p> <p>4 対象となる災害 国制度と同じ</p> <p>5 適用条件 福祉保健局長が必要と認めた場合</p>	<p>次のいずれかに該当する場合150万円を上限に貸付</p> <p>1 世帯主の1ヶ月以上の負傷</p> <p>2 家財の1/3以上の損害</p> <p>3 住居の半壊</p> <p>4 住居の全壊</p> <p>5 住居の全体が滅失又は流出</p>	<p>1 据置期間 3年(特別な事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年(特別な事情がある場合5年)</p> <p>3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 年1%以内(据え置き期間中は無利子)</p> <p>5 延滞利息 年5%</p>

東京都資料3 被災者生活再建支援金の支給

(都福祉保健局)

種別	内容														
被災者生活再建支援金の支給 (都福祉保健局・区市町村)	1 根拠法令														
	被災者生活再建支援法														
	2 実施主体														
	都(ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。)														
	3 対象となる自然災害														
	自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害。														
	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村														
	(2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村														
	(3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県														
	(4) (1)又は(2)の区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る。)														
(5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る。)															
(6) (1)若しくは(2)の区市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口10万人未満に限る。)															
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村(人口5万人未満に限る。)															
4 制度の対象となる被災世帯															
3の自然災害により															
(1) 住宅が全壊した世帯															
(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯															
(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯															
(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯															
5 支援金の支給額															
支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。															
(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)															
(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊</th> <th>解体</th> <th>長期避難</th> <th>大規模半壊</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>4(1)に該当</td> <td>4(2)に該当</td> <td>4(3)に該当</td> <td>4(4)に該当</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊		4(1)に該当	4(2)に該当	4(3)に該当	4(4)に該当	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊											
	4(1)に該当	4(2)に該当	4(3)に該当	4(4)に該当											
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円											
(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借(公営住宅以外)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table>	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)												
支給額	200万円	100万円	50万円												
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円															

東京都資料4 中小企業への融資

(都産業労働局)

機関名	区分	内容
都産業労働局	災害復旧資金融資(災)	① 資金使 途 運転資金、設備資金 ② 対 象 企 業 都内に住所(営業の本拠)を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合で次に定める災害により、被害を受けたもの ③ 対 象 災 害 次の(1)又は(2)に該当するもののうち、知事が指定したもの (1)災害救助法の適用があった災害 (2)(1)のほか特に必要なもの ④ 限 度 額 一災害につき8,000万円 ⑤ 利 率 年1.7%(令和2年4月1日現在) ⑥ 期 間 10年以内 ⑦ 保 証 人 原則として、法人代表者を除き連帯保証人は不要とする。 ⑧ 担 保 原則として、新規の保証種別における信用保証付融資の合計残高が8,000万円以下の場合は無担保とし、8,000万円を超える場合は、物的担保を要する。 ⑨ 信 用 保 証 東京信用保証協会の信用保証を要する。 ⑩ 信用保証料 保証協会の定めるところによる。なお、都が全額補助する。 ⑪ 返 済 方 法 分割返済(元金据置期間は1年以内)
	「区市町村認定不要型(経営一般)」 経営支援融資	① 資金使 途 運転資金、設備資金 ② 対 象 企 業 都内に住所(営業の本拠)を有し、東京信用保証協会の保証対象業種である企業及び組合であって、一定の要件に該当するもの ③ 限 度 額 1億円(組合2億円) ④ 利 率 融資期間に応じて年1.7%~2.2%以下(令和2年4月1日現在) ⑤ 期 間 10年以内 ⑥ 保 証 人 原則として、法人代表者を除き連帯保証人は不要とする。 ⑦ 担 保 原則として、新規の保証種別における信用保証付融資の合計残高が8,000万円以下の場合は無担保とし、8,000万円を超える場合は、物的担保を要する。 ⑧ 信 用 保 証 東京信用保証協会の信用保証を要する。 ⑨ 信用保証料 保証協会の定めるところによる。なお、小規模企業者に対しては都が信用保証料の2分の1を補助する。 ⑩ 返 済 方 法 分割返済(元金据置期間は2年以内)

※上表のほか、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫において、台風や豪雪等の異常な自然現象などにより被害を受けた中小企業者等に対する災害復旧に係る資金貸付制度が設けられる場合がある。

東京都資料5 農林漁業関係者への融資

(都産業労働局)

① 株式会社日本政策金融公庫による融資 (令和2年4月1日現在)

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付けの相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間	
農業関係資金	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良・同連合会、農協・同連合会、農業振興法人等	災害 0.10%	25年以内	10年以内	
	農林漁業施設資金	<災害復旧> 農業施設等の復旧、果樹の改植又は補植	農業を営む者、農協・同連合会	災害 0.10%	15年以内 (果樹の改植又は補植は25年以内)	3年以内(果樹の改植又は補植は10年以内)	
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	災害 0.10%	15年以内	5年以内
			復旧造林(補助事業)	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協	災害 0.10%	30年以内	20年以内
		林道	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	災害 0.10%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	<主務大臣指定施設> 林業用施設等の復旧	林業を営む者	災害 0.10%	15年以内	3年以内	
漁業関係資金	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤等の復旧	漁協、漁連、水産加工協、水産加工協連、漁業を営む者	災害 0.10%	20年以内	3年以内	
		漁場、水産種苗生産施設の復旧	漁協、漁連等				
	農林漁業施設資金	<主務大臣指定施設> 漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の復旧及び漁船の復旧	漁業を営む個人又は会社・漁業生産組合等の法人	災害 0.10%	15年以内	3年以内	
共通	農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	農林漁業者	災害 0.10%	10年以内	3年以内	
	農林漁業施設資金	<共同利用施設> 農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の復旧	農協・同連合会、土地改良区・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合、5割法人・団体、農林漁業振興法人、農業共済組合・同連合会	災害 0.10%	20年以内	3年以内	

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じて行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

② 経営資金等の融通

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付けの相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち据置期間
天災資金(一般及び激甚)	経営資金	種苗、肥料、漁業用燃油等の購入等	被害農林漁業者	特別被害者※1 3.0%以内 3割被害者※2 5.5%以内 その他 6.5%以内	3年以内～3年以内 〔激甚災害の場合は4年以内～7年以内〕	—
	事業資金	天災により災害を受けたため必要となった事業運営資金	被害組合及び連合会	6.5%以内	3年以内	—

(融資条件) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(天災融資法)が適用された場合、農協、森林組合、漁協等を通じて融通する。なお、天災融資法の適用となった天災が、さらに激甚災害法の適用も受け、激甚災害対象都道府県となった場合に、天災融資法に基づく天災資金の償還について、償還期間等の特例を受けることができる。

(貸付限度) [経営資金] ・個人は200万円以内(政令で定める資金500万円以内)
 なお、激甚災害の場合は、250万円以内(政令で定める資金600万円以内)
 ・法人は2,000万円以内(政令で定める資金2,500万円以内)

[事業資金] ・組合は2,500万円以内、連合会は5,000万円以内
 なお、激甚災害の場合は、組合は5,000万円以内、連合会7,500万円以内

(注) ① 利率については、発動の都度、他の災害資金を考慮して設定する。
 ② 上記表の利率(年利)

※1 特別被害者とは、都道府県知事が農林水産大臣の承認を得て指定する特別被害地域内の農業にあっては、年収の50%(開拓者は30%)以上の損失額のある者又は50%(開拓者は40%)以上の樹体損失額のある者をいい、林業、漁業にあっては年収の50%以上の損失額のある者又は70%以上の施設損失額のある者をいう。

※2 3割被害者等とは、年収の30%以上の損失額のある被害農林漁業者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)及び開拓者(特別被害地域内の特別被害者を除く。)をいう。

(注) ○ 一般農林漁業関係資金(農業近代化資金等)については、運用の範囲内で被害農林漁業者に融資することができる。

○ 既貸付農林漁業関係資金(農業近代化資金等)については、被害農林漁業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

東京都資料 6 災害救助法による救助の程度・方法及び期間

(都総務局)

救助の種類	救助の対象	令和元年度費用の限度額	救助の期間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	令和元年度費用の限度額 基本額 避難所設置費 1人1日当たり 330 円 以内高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗品器材等、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たった際の輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等にに応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000 円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
炊出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	1人1日当たり 1,160 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は 1/3 日)
		当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

<p>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</p>	<p>全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</p>	<p>1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内</p> <table border="1" data-bbox="272 674 576 1379"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増す毎に加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>7,900</td> </tr> <tr> <td>全壊 流失</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>11,400</td> </tr> <tr> <td>半壊</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>床上 浸水</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>3,600</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	全壊	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900	全壊 流失	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400	半壊	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600	床上 浸水	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること</p>
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算																																	
全壊	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900																																	
全壊 流失	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400																																	
半壊	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600																																	
床上 浸水	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600																																	
<p>医療</p>	<p>医療の途を失った者（応急的処置）</p>	<p>1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内</p>	<p>災害発生の日から14日以内</p>	<p>患者等の移送費は、別途計上</p>																																			
<p>助産</p>	<p>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんしたものであって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）</p>	<p>1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</p>	<p>分べんした日から7日以内</p>	<p>妊婦等の移送費は、別途計上</p>																																			
<p>被災者の救出</p>	<p>1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>災害発生の日から3日以内</p>	<p>1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上</p>																																			
<p>被災した住宅の応急処理</p>	<p>1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者</p>	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 ① 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯595,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯300,000円以内</p>	<p>災害発生の日から1か月以内</p>																																				

学用品の給与	住宅の全壊(壊) 流失半壊(壊) 又は床上 浸水により、学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出 又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500 円 中学校生徒 4,800 円 高等学校等生徒 5,200 円	災害発生の日から 1 か月以内(文房具及び通学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 215,200 円以内 小人 (12 歳未満) 172,000 円以内 当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者		災害発生の日から 10 日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後 3 日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1 洗浄、消毒等 1 体当り 3,500 円 以内 2 一時保存 ① 既存建物借上費：通常の実費 ② 既存建物以外：1 体当り 5,400 円以内 検案、救護班以外に慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇用費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる

東京都資料7 各担当別災害救助関連必要帳票一覧

(都総務局)

救助実施担当		作成整備すべき帳票名	
1 救助総括担当	体制整備	事前体制整備に要するもの	1 災害救助実施組織表 2 被害状況調査実施組織表 3 世帯別被害状況表
	被害調査	被害状況の収集に伴うもの	1 被害状況集計表 2 被災者台帳 3 世帯構成員別被害状況
	災害報告	被害報告に伴うもの	1 速報 2 発生報告 3 中間報告 4 決定報告 5 救助の種類別実施状況及び救助費概算額調
	救済実施	救助の実施に伴うもの	1 救助日報 2 被災世帯状況調 3 救助物資購入(配分)計画表
	繰替支弁金	繰替支弁金の請求に伴うもの	1 災害救助費概算交付申請書 2 災害救助費清算交付申請書
2 被害状況調査担当			1 世帯別被害状況調査表 2 被害状況集計表 3 世帯構成員別被害状況
3 各担当共通の参考様式等	救助実施		1 救助実施記録日計表 2 救助関係物資等支払簿 3 救助に関する支出関係証拠書類 4 輸送記録簿 5 人夫雇上台帳 6 引渡書 7 受領書 …… (別紙物資引渡書)
	救助事務		出張命令簿・超勤命令簿・賃金台帳等応急救助事務に関する帳票等(救助事務に関する帳票等は経常事務のものとは厳に区別し作成する)
4 避難所設置運営担当			1 救助実施記録日計表 2 避難所用物資受払簿 3 避難所設置及び収容状況 4 避難所設置に要した支払証拠書類 5 避難所設置に要した物品受払証拠書類
5 炊き出し等食品給与担当			1 救助実施記録日計表 2 食品等給与物品受払簿 3 炊き出し給与状況 4 食糧等購入代金支払証拠書類 5 食品給与のための物品受払証拠書類
6 飲料水供給担当			1 救助実施記録日計表 2 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品等受払簿 3 飲料水の供給簿 4 飲料水供給のための支払証拠書類
7 被服・寝具等生活必需品給与担当			1 救助実施記録日計表 2 物資受払簿 3 物資の給与状況 4 物資購入関係支払証拠書類 5 備蓄物資払出証拠書類
		物資購入(配分)のための参考様式	1 世帯構成員別被害状況 2 救助物資購入(配分)計画表
8 医療救護担当		救護班	1 救助実施記録日計表 2 医療品衛生材料受払簿 3 救護班活動状況

救助実施担当	作成整備すべき帳票名	
	本部医療班	1 救助実施記録日計表 2 医薬品衛生材料受払簿 3 救護班活動状況写 4 病院・診療所医療実施状況 5 診療報酬に関する支払証拠書類 6 医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類
9 助産担当 (医療救護班)		1 救助実施記録日計表 2 衛生材料受払簿 3 助産台帳 4 助産関係支出証拠書類
10 救出担当		1 救助実施記録日計表 2 被災者救出用機械器具燃料受払簿 3 被災者救出状況記録簿 4 被災者救出用関係支払証拠書類
11 応急仮設住宅設営担当	委託工事による場合	1 救助実施記録日計表 2 応急仮設住宅台帳 3 応急仮設住宅用敷地貸借契約書 4 応急仮設住宅使用貸借契約書 5 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 6 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類
	直営工事	上記の外 1 工事材料受払簿 2 大工、人夫等出勤簿 3 輸送記録簿
	設定特別基準	(設置戸数引上に要する参考様式) 1 被災住宅状況調 2 全壊世帯に対する住宅復旧計画 3 応急仮設住宅入居予定者名簿
12 被災住宅の応急修理担当	委託工事による場合	1 救助実施記録日計表 2 住宅の応急修理記録簿 3 住宅応急修理関係支払証拠書類
	直営工事	上記の外 1 工事材料受払簿 2 大工、人夫等出勤簿 3 輸送記録簿
	設定特別基準	(修理戸数引上に要する参考様式) 1 被災住宅状況調 2 半壊世帯に対する住宅復旧計画 3 住宅の応急修理予定者名簿
13 学用品等給与担当		1 救助実施記録日計表 2 学用品給与状況 3 学用品購入関係支払証拠書類 4 備蓄物資払出証拠書類
	学用品(配分)のための参考様式	1 学年別児童生徒数調査表(調査表及び方法は任意) 2 学用品購入(配分)計画表 3 学用品受払簿
14 死体の搜索担当		1 救助実施記録日計表 2 捜査用機械器具燃料受払簿 3 死体捜査用関係支払証拠書類 4 死体捜査用関係支払証拠書類
15 死体の処理担当		1 救助実施記録日計表 2 死体処理台帳 3 死体処理費関係支払証拠書類
16 死体の埋葬担当		1 救助実施記録日計表 2 埋葬台帳 3 埋葬費支出関係証拠書類

救助実施担当		作成整備すべき帳票名	
17 障害物除去担当		1 救助実施記録日計表 2 障害物除去の状況 3 障害物除去支出関係証拠書類	
		障害物除去対象 世帯数引上申請に 要する参考様式	1 被災住宅状況調 2 半壊・床上浸水世帯に対する障害物除去計画 3 障害物除去対象者名簿
・ 協力担当輸送 人夫関係	18 輸送担当	1 救助実施記録日計表 2 輸送記録簿 3 燃料及び消耗品受払簿 4 輸送関係支払証拠書類	
	19 労務供給担当	1 救助実施記録日計表 2 人夫雇上げ台帳 3 人夫賃関係支払証拠書類	

※救助協力班関係参考様式

救助 協力 担当	20 物資調達担当	1 物資等購入（配分）計画表 2 物資調達関係支払証拠書類 3 物資受払簿 4 引渡書 5 受領書	
	21 救援物資等受付配分 担当	1 救護物資等受付簿 2 救護物資等配分計画表 3 物資受払簿 4 引渡書 5 受領書 6 輸送記録簿 7 人夫雇上げ台帳	

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">引 渡 書</p> <p style="font-size: 18px; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">殿</p> <p style="margin: 0;">引渡責任者 職氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">印</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">下記物品を引き渡すので受領されたい。</p> <p>1 引渡場所</p> <p>2 引渡時間 年 月 日 時 分</p> <p>3 引渡物品 下記のとおり</p>			
品 名 等	単位呼称	数 量	備 考

東京都資料8 災害報告の様式

(都総務局)

災害報告様式

No. 1 被害状況即報

地区名 _____

災害の種類								
災害の発生地区								
災害発生年月日								
報告の期限								
報告責任者								
人的被害	死者							
	行方不明者							
	重傷者							
	軽傷者							
	計							
道路の被害	道路損壊	箇所	河川の被害	河川決壊	箇所	その他被害	がけ崩れ	箇所
	道路冠水	箇所		河川溢水	箇所			
	通行不能	箇所		下水溢水	箇所			
その他の特記事項								

No. 2 被害状況調

区市町村名 _____

被害の状況		地区名		地区	地区	地区	地区	計	
人的被害	死者								
		行方不明							
	負傷	重傷							
		軽傷							
		小計							
住家の被害	棟数	全壊・全焼又は流失							
		半壊又は半焼							
		一部破損							
		床上浸水							
		床下浸水							
	世帯及び人員	全壊・全焼又は流失	世帯						
			人員						
		半壊又は半焼	世帯						
			人員						
		一部破損	世帯						
人員									
床上浸水		世帯							
		人員							
床下浸水	世帯								
	人員								
災害発生年月日				年 月 日					

No. 3 世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

区市町村名 _____

世帯構成員別被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	計	小学生	中学生	高校生
全壊・全焼														
流失														
半壊・半焼														
床上浸水														

No. 4 災害救助費概算額調

種 目 別 区 分	員 数	単 価	金 額	備 考
1 救 助 費		円	円	
(1) 収 容 施 設 供 与 費				
避 難 所 設 置 費	延 人			
応 急 仮 設 住 宅 設 置 費	戸			
(2) 炊 出 し そ の 他 に よ る 食 品 給 与 費	延 人			
(3) 飲 料 水 供 給 費	延 人			
(4) 被 褥 寝 具 そ の 他 生 活 必 需 品 給 (貸) 与 費	世 帯			員 数 内 訳 表 の と お り
(5) 医 療 費 及 び 助 産 費	延 人			
医 療 費	延 人			
助 産 費	延 人			
(6) 災 害 に か か っ た 者 の 救 出 費	人			
(7) 住 宅 の 応 急 修 理 費	世 帯			
(8) 生 業 資 金 の 貸 与 費	世 帯			
(9) 学 用 品 の 給 与 費	人			員 数 内 訳 表 の と お り
小 学 校 児 童	人			う ち 教 科 書 円
中 学 校 生 徒	人			う ち 教 科 書 円
高 等 学 校 等 生 徒	人			う ち 教 科 書 円
(10) 埋 葬 費	体			
大 人	体			
小 人	体			
(11) 死 体 の 搜 索 費	体			
(12) 死 体 の 処 理 費	体			
(13) 障 害 物 の 除 去 費	世 帯			
(14) 輸 送 費				
(15) 人 夫 費				
2 実 費 弁 償 費	人			
3 扶 助 費	件			
4 損 失 補 償 費	件			
5 法 第 3 4 条 の 補 償 費				
6 法 第 3 5 条 の 求 償 に 対 す る 支 払 費				
合 計				

別表 世帯人員構成別被害状況

被害別	世帯構 成員別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	6 人 世 帯	7 人 世 帯	8 人 世 帯	9 人 世 帯	10 人 世 帯 以 上	計	小 学 生	中 学 生	高 校 生
全壊 (焼) 流出												世帯	円	円	円
半壊 (焼) 床上浸水															

東京都資料9 日毎の記録を整理するために必要な書類

(都総務局)

No.1 救助実施記録日計票

法による救助の実施は、迅速にして正確な被害状況の把握から始まるが、救助の実施状況の記録は、初期活動から救助活動が完了するまでの間、日毎に整理しておかなければならない。

日毎の整理のための「救助の実施記録日計票」の様式例は次のとおりである。

救助の実施記録日計票					
救助の 種類	避難所	炊出し等	飲料水	生活必需品	_____ 区印村 _____ _____ 責任者氏名 _____ 印
	医療救護	助産	仮設住宅	住宅修理	
	救護班	学用品等	死体搜索	死体処理	
	本部班	死体埋葬	障害物除去	輸送	
	労務供給				
NO. _____ 月 日 時 分					
員数 (世帯)					
品目 (数量・金額)					
受入先					
払出先					
場所					
方法					
記事					

救助総括様式

No. 2 救 助 日 報

報告機関				受信機関				
送信者				受信者				
報告時限		年 月 日 時現在		受信時間		年 月 日 時現在		
避難場所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	都より受入又は前日よりの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日					
	既存建物	箇所数	箇所		本日支給	全壊(焼)	世帯数	()世帯
		収容人員	人			流失	世帯数	点
	野外仮設	箇所数	箇所		翌日への繰越量	半壊(焼)	世帯数	()世帯
		収容人員	人			床上浸水	世帯数	点
						点		
炊出し	炊出期間	開始月日	月 日	医療班	医療班出動数		ㄗ班	
		終了予定日	月 日		救助地区			
	炊出し箇所数		箇所		診療者数	医療	人	
	救出人員	朝	人			助産	人	
		昼	人		医療機関	医療	施設数	ㄗ所
		夜	人			診療人員	人	
		計	人	助産	施設数	ㄗ所		
	供給人員		人	救助終了予定月日		月 日		
	供給水量		ℓ	救出地区				
	給水期間	開始月日	月 日	救助した人員		人		
		終了予定日	月 日	今後救出を要する人員		人		
	給水方法				救出終了予定月日		月 日	
				救出の方法				

学用品支給	都より受入又前日よりの繰越量			死体の処理	死亡原因別人員		体
	小学生	全壊（焼）世帯	()人		死体処理	死体洗浄	体
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	()人			死体縫合	体
	中学生	全壊（焼）世帯	()人			死体保存	既存建物利用
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	()人		仮設建物		ヶ所
	高校生	全壊（焼）世帯	()人		死体処理機関		
		半壊（焼）世帯 床上浸水世帯	()人		今後処理を要する死体		体
	翌日への繰越量				死体処理終了予定月日	月	日
埋葬	前日までの埋葬		体	障害物の除去	要障害物除去戸数		戸
	本日埋葬	大人	体		本日除去した戸数	(計) 戸	
		小人	体		今後除去する戸数	戸	
		計	体		除去終了予定月日	月	日
	翌日以降の要埋葬数		体	輸送	公用車使用	台	
	埋葬終了予定月日		月		日	借上車使用	台
死体の搜索	搜索地区			救助の種類			
	死体	搜索を要する死体	体				
		本日発見死体	体				
		今後の要搜索死体	体				
	搜索の方法			人夫	人夫雇上げ数		
	搜索終了予定月日		月		日	従事	
仮設住宅	着工月日	戸	月		日	作業	
	竣工月日	戸	月	日	その他		
住宅修理	着工月日	戸	月	日	備考		
	竣工月日	戸	月	日			

№. 3 災害救助法に基づく救助措置及び救助費報告

報告主管局	項目	救助措置				救助費(千円)	
福祉保健局	避難所	カ所・人					
都庁整備局	応急仮設住宅	戸					
福祉保健局	炊出し	カ所・人					
水道局	飲料水	人					
福祉保健局	被服寝具等	全壊・流失 世帯	半壊・床上 世帯				
福祉保健局	医療	救護班 病室 診療所 診療人員 班 カ所 人					
	助産	カ所・人					
警視庁 東京消防庁	救出	人					
都庁整備局	住宅の修理	戸					
教育庁	学用品	教科書	小学生	人	学用品	小学生	人
			中学生	人		中学生	人
建設局	埋葬	大人	体	小人	体	人	
総務局	死体捜索						
福祉保健局	死体の処理	洗浄	消毒	保存	検案		
建設局	障害物の除去	戸					
各局	輸送	人					
	人夫						
	法第34条の補償						
	事務費						

(注) 報告主管局は、項目ごとに、毎日正午までに区市町村別に前日分を取りまとめて報告すること。

用語説明

【あ行】

一時滞在施設

帰宅が可能となるまで待機する場所がない帰宅困難者（駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者など）を一時的に受け入れるための施設をいう。

医療救護活動拠点

市町村が医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整や情報交換を行う拠点で、東京都独自の災害医療体制である。

医療救護所

災害時に被災者等の医療救護を行う臨時の場所である。東京都では災害初期に負傷者のトリアージや軽症者の治療などを行う緊急医療救護所と避難者の健康相談等を行う避難所医療救護所に区分している。

液状化

ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤に地震動が加わると、間隙水圧の上昇により砂の粒子と粒子の噛み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象をいう。

応急復旧

被災した公共施設等に応急措置を施し、喪失又は低下した機能を早期に一定程度回復させることをいう。本格復旧に長い期間を要する場合、二次災害の防止、災害対応の円滑化、被災者の生活確保等のために行われる。

【か行】

帰宅困難者

通勤、通学、買い物等の外出者のうち、災害が発生して交通機関が停止した場合、徒歩での帰宅が困難な方をいう。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて知事が指定する区域で、崩壊を助長、誘発する行為が制限され、崩壊防止工事が実施される。

緊急安全確保

警戒レベル5の避難情報で、住民の生命に被害が発生する災害が切迫又は現に起こったことを覚知した場合、住民に対して直ちに自らの命を守る最善の行動をとることを知らせる情報として、区市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

緊急交通路

災害対策基本法の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。

緊急通行車両

災害対策基本法に定める車両で、道路交通法に基づく緊急自動車、災害応急対策に必要な緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための標章が掲示されている車両をいう。

緊急道路障害物除去路線

原則として上下各1車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線をいう。

緊急輸送道路

高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路をいう。

警戒区域

災害対策基本法第等にに基づき指定される区域で、災害現場での危険防止等のため関係者以外の出入りが禁止、制限され、違反すると罰則がある。

警戒レベル

災害発生の危険度ととるべき避難行動を、住民が直感的に理解するための情報である。避難情報や防災気象情報等を5段階のレベルで提供している。

検視・検案

検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医や医師が死亡原因を調べることをいう。

激甚災害制度

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、特に甚大な災害について指定される。指定されると、災害復旧事業等への国庫補助のかさ上げなど特別の財政援助、助成措置が講じられる。

高齢者等避難

警戒レベル3の避難情報で、高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある方等並びにその方の避難を支援する方）が危険な場所から避難すべき状況において、区市町村長から必要な地域の居住者等に対して発令する。

【さ行】

災害救助法

一定の規模を超えた災害は国の責任で救助を行うことを趣旨とした法律で、災害救助法が適用された災害では、被災者への食品、避難所、応急住宅の提供等にかかる費用が国庫負担となる。

災害拠点病院

災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院で、多発する重篤救急患者の救命医療を行う高度な診療機能、被災地からの重症傷病者の受入れ機能、傷病者等の広域搬送の対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する。

災害拠点連携病院

災害時において主に中等症者や容態の安定した重症者の治療等を行う病院で、東京都が指定する独自の制度である。

災害時帰宅支援ステーション

災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設のこと。

災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。

災害対策本部

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に災害対策を推進するために設置する臨時の機関のこと。市の災害対策本部は、災害対策基本法に基づき市長が設置する。

事業継続計画（BCP）

大規模災害などが起きた場合に事業の継続、早期復旧を図るために平時に行う活動や災害時の対応方法などを事前に取り決めておく計画のこと（BCP：Business Continuity Planの略）。

指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関。

指定地方行政機関

指定行政機関（災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する国の行政機関）の地方支分局、国の地方行政機関で、災害対策基本法に基づいて内閣総理大臣が指定する機関。

指定地方公共機関

地方独立行政法人、土地改良区その他の公共的施設の管理者、都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定する機関。

受援計画

大規模災害の発生時に被災した自治体がほかの公共団体や民間団体から人的・物的支援を受け入れるための手順や体制を定めた計画のこと。

首都直下地震

首都圏に最大級の被害をもたらす可能性のあるマグニチュード7クラスの大地震である。首都直下地震は様々なタイプが考えられ、どこで発生するか分からないことから、国や都では複数の想定地震を設定している。多摩直下地震は、東京都が設定した首都直下の想定地震の1つである。

浸水予想区域図

東京都が管理する河川の流域に大雨が降った場合を想定し、浸水が予想される区域を表示した地図である。川から水があふれることで浸水する現象（外水氾濫）と下水道管の能力を超えた雨水が窪地などにたまることで浸水する現象（内水氾濫）の両方を想定している。

震度

ある場所における地震の揺れの強弱の程度を表す指標である。震度計によって測定された揺れの強さを数値化したものを計測震度といい、計測震度を10段階（震度0から震度1、2、3、4、5弱、5強、6弱、6強、7）に区切って表す指標を震度階級という。

水防管理団体

水防の責任を有する市町村（特別区を含む。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

水防管理者

水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者、水害予防組合の管理者をいう。

水防機関

水防団及び消防機関（消防本部、消防署、消防団）をいう。水防管理団体は、区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないときは、水防団を置かなければならないとしている。

水防計画

水防法に基づき、水防上必要な監視、警戒等、水門等の操作、水防団・消防機関・水防協力団体の活動、器具・設備の整備等を定めた計画のことである。

水防法

洪水、雨水出水（内水）等の際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する活動の仕組みを定めた法律である。

【た行】

大規模事故災害

消防や警察だけで対応する通常の事故より大規模で、自治体が対策本部を設置して避難や被災者支援等の総合的な対策を実施する規模の事故をいう。

中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画等の作成及びその実施の推進、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議等を行う。

DMA T

医師、看護師、業務調整員で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームをいう。

DPA T

被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームをいう。

東海地震

南海トラフ沿いで想定されている大規模地震（「南海トラフ地震」という。）のひとつで、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするマグニチュード 8 クラスの地震。地震の発生を短期的に予知できる可能性があるとして、地殻変動や地震などの観測データに異常を確認した場合は、東海地震関連情報を発表していたが、平成 29 年 11 月から発表しないこととなった。

特定緊急輸送道路

東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した区間をいう。

都市型水害

都市部は地表がアスファルトなどに覆われているため、豪雨の際には大部分の降雨が地面にしみ込まずに河川、水路、下水道に一気に流れ込み、排水機能が追い付かず、氾濫する現象をいう。

道路啓開

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、災害対策のための初期の緊急輸送機能の回復を図ることをいう。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により指定される区域で、土砂災害警戒区域では警戒避難体制の整備等が行われ、土砂災害特別警戒区域では開発行為の制限や建築構造の規制等が行われる。

土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に土砂災害の危険性が高まった場合に気象台と都道府県が共同で発表する防災情報である。

トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。

【な行】

南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（1944 年の昭和東南海地震及び 1946 年の昭和南海地震）が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。また、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等は「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行っている。

【は行】

ハザードマップ

自然災害からの避難や防災対策に使用することを目的に、災害危険区域、避難場所などを表示した地図をいう。

応急危険度判定

地震で被害を受けた建築物について、その後の余震等による倒壊等の危険度を応急危険度判定士が判定し、その結果を表示することをいう。

被災者生活再建支援

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。

被災宅地危険度判定

地震や大雨等によって宅地が被災した場合、宅地の二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士が宅地の被害度を判定し、その結果を表示することをいう。

避難行動要支援者

要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で、円滑な避難のために特に支援を要する人をいう。

避難指示

警戒レベル4の避難情報で、災害が発生するおそれが高く、災害危険区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況において、区市町村長から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。

避難所（指定避難所）

災害で住居を失った方などが一時滞在する施設で、災害対策基本法によって指定する施設を「指定避難所」という。

避難場所（指定緊急避難場所）

災害の危険から身の安全を確保する場所で、災害対策基本法によって災害の種類ごとに指定する施設を「指定緊急避難場所」という。

避難路

建築物敷地から本計画に定める避難所及び二次避難所までの経路をいう。

福祉避難所（指定福祉避難所）

高齢者、障害者その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備、人材等を備えた避難所をいう。

防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画のことである。

【ま行】

マイ・タイムライン

水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、あらかじめ自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理した個人や家族の防災行動計画のこと。

マグニチュード

地震が発するエネルギーの大きさを対数で表した指標である。マグニチュードが1つ増えると地震のエネルギーは約32倍となり、2つ増えると1024倍（ 32×32 ）となる。

【や行】

要配慮者

災害から身を守るための適切な防災行動をとることが特に困難な人で、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、傷病者、難病患者等、日本語を十分理解できない外国人などをいう。

要配慮者利用施設

防災上の配慮を要する者（高齢者、障害者、乳幼児など）が利用する施設で、高齢者施設や障害者施設などの社会福祉施設、幼稚園や小学校などの学校、病院や診療所などの医療施設などが対象となる。

【ら行】

ライフライン

電気、ガス、水道、通信、道路など日常生活を維持する上で重要なネットワークインフラ施設をいう。

武蔵村山市地域防災計画

(令和4年3月修正)

発行 武蔵村山市防災会議
編集 武蔵村山市 総務部 防災安全課
〒208-8501
東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
電話 042-565-1111 (代表)
